

平成 29 年 1 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社アサツー ディ・ケイ
代表者名 代表取締役社長 植野 伸一
(東証第一部 コード番号：9747)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 中島 香
Tel 03 (6830) 3855

当社連結子会社による不適切な会計処理にかかる特別調査委員会による
調査報告書の公表に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 1 月 6 日付で開示しております「当社連結子会社による不適切な会計処理にかかる特別調査委員会による調査報告書の受領に関するお知らせ」に記載のとおり、当社が平成 28 年 9 月に買収し、当社の連結子会社となった株式会社ゴンゾ（以下「ゴンゾ」という。）における、買収以前の期間にかかる不適切な会計処理に関し、下記の特別調査委員会を設置していましたが、本日付で当該特別調査委員会より「調査報告書」（公表版）（調査報告書のうち特定の個人名や取引先の名称等が特定できる部分を匿名化したものであり、以下単に「調査報告書」という。）を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会の概要

(1) 特別調査委員会設置の経緯

当社は、ゴンゾ買収後、平成 28 年 9 月 26 日に、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（以下「当社会計監査人」という。）から、会計監査の過程において、ゴンゾにおいて買収以前の期間に不適切な会計処理がなされた可能性がある（以下「本件疑義」という。）との指摘を受け、本件疑義への対応として、当社およびゴンゾと利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される委員会を設置することとし、平成 28 年 11 月 10 日付で特別調査委員会を設置し、本件疑義にかかる事実関係の解明と、当該事実関係に係る会計処理について問題点がある場合の原因解明およびその再発防止策の提言等を得るべく、厳正かつ徹底した調査を進めてまいりました。

(2) 特別調査委員会の構成

委員長 宇澤 亜弓（公認会計士・公認不正検査士、公認会計士宇澤事務所）
委 員 石井 輝久（弁護士、シティユーワ法律事務所）
委 員 熊谷 真喜（弁護士、祝田法律事務所）

2. 特別調査委員会による調査結果の概要

調査報告書に記載の本件疑義の事実関係等の概要は以下のとおりです。なお、詳細につきましては別添の調査報告書をご覧ください。

(1) 本件疑義に関する調査結果

特別調査委員会は、調査報告書第二部において、本件疑義のいずれに関しても、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないものと判断しております。

(2) その他特別調査委員会の調査により判明した問題点

特別調査委員会は、調査報告書第三部において、本件疑義以外に、調査により判明した事項として、資金取引を利用した架空売上の計上およびこれに関連する簿外債務の存在の可能性を指摘しております。

3. 当社の業績等への影響

(1) 調査報告書の受領以前の段階で反映済みの事項

当社は、特別調査委員会の調査結果について、平成 28 年 11 月 7 日に開示いたしました平成 28 年 12 月期第 3 四半期連結決算短信および平成 28 年 11 月 9 日に提出いたしました当社第 62 期第 3 四半期報告書において、軽微なものを除き以下の表のとおり反映していたため、平成 28 年 12 月 27 日付の「当社連結子会社による過年度における不適切な会計処理に関するお知らせ」においては、業績への影響はない旨お知らせしておりました。

平成 28 年 9 月末時点の当社連結財務諸表にのれんとして既に反映済みの事項の詳細

(百万円未満切り捨て)

修正済みの項目	金 額	(ご参考) 調査報告書目次番号
アニメ制作売上および未実現利益について	421 百万円	第二部 第二
e 社に対する売上高について	142 百万円	第二部 第三
プリセールスに係る売上高計上基準について	影響なし	第二部 第四
その他の会計上の問題点について (内訳)	376 百万円	第二部 第五
o 社に対する売上高	21 百万円	
コンテンツ著作権・コンテンツ著作権仮勘定関係の 指摘事項	69 百万円	
仕掛品関係の指摘事項	274 百万円	
債務超過の会社	10 百万円	
b 社との取引について (注)	45 百万円	第三部 第三
その他	39 百万円	—
合 計	1,025 百万円	

(注) 調査報告書 (第三部 第三) においては、滞留海外債権の存在と当該債権の架空譲渡取引が指摘されております。このうち、当社は、債権が滞留していることについては平成 28 年 9 月末時点で認識しており、上記の表に記載の金額の貸倒引当金を計上しております。なお、債権の架空譲渡取引に関しては、本件疑義に含まれておらず、調査報告書の受領により判明したものであります。

(2) 調査報告書により新たに指摘された事項

しかし、上記2(2)に記載のとおり、特別調査委員会の調査の結果、当社会計監査人の指摘事項および上記の表における「b 社との取引について※」以外の問題点も指摘されており、その中で、これまで当社が認識していなかった、資金取引を利用した架空売上の計上および簿外債務の存在の可能性が新たに指摘されております。この点に関し、特別調査委員会は、いくつかの取引については事実関係を特定できなかったとして、不適切な会計処理の可能性がある旨のみを指摘するにとどめているため、当社において必要な調査を実施し、これまで認識していなかった事項の事実関係の確認を進めております。なお、当該事実関係の確認結果による当社の業績および公開買付価額の妥当性への影響については、確定しだい平成29年1月下旬を目途に速やかにお知らせいたします。

なお、関東財務局よりその提出期限延長(延長後の提出期限：平成29年1月31日)の承認を受けておりますゴンゾの第18期半期報告書の提出に関しましては、当初予定に変更なく、平成29年1月下旬の提出を予定しております。

4. 今後の対応方針

当社は、すでに、平成28年12月14日開催のゴンゾ臨時株主総会において、専門的知見を有する当社役職員より常勤取締役1名、非常勤取締役2名、非常勤監査役1名を選任し、財務・経営の監視体制およびコーポレートガバナンスの強化、ならびに当社グループ会計方針の適用および内部監査基準の統一を図るために、ゴンゾにおける適切な社内体制の構築を進めております。特に、資金管理を含む財務および経理業務については、当該常勤取締役が担当しております。

今後、当社およびゴンゾは、当社による必要な調査を経たうえで、関係者の処遇を含む具体的な再発防止策を策定のうえ、当社の指導・監督のもと、これを実行してまいります。

以 上

調 査 報 告 書

(公表版)

平成 29 年 1 月 6 日

株式会社アサツー ディ・ケイ

特別調査委員会

平成 29 年 1 月 6 日

株式会社アサツー ディ・ケイ 御中

株式会社アサツー ディ・ケイ 特別調査委員会

委員長 宇 澤 亜 弓

委 員 石 井 輝 久

委 員 熊 谷 真 喜

目 次

第一部 調査の概要等	1
第一 調査の概要	1
1 当委員会設置の経緯	1
2 調査目的	1
3 当委員会の構成	1
4 調査対象期間	2
5 調査方法等	2
(1) 調査期間	2
(2) 調査・検討対象	2
(3) 調査方法	3
第二 ゴンゾの概要等	4
1 ゴンゾの概要	4
2 ゴンゾの沿革	5
3 ゴンゾの組織体制	6
4 ゴンゾの業績の推移	6
(1) ゴンゾの損益状況	6
(2) ゴンゾの財政状態	7
5 ゴンゾの役員の異動状況	8
第三 調査結果の概要	9
第二部 ADK 会計監査人の指摘事項	9
第一 ADK 会計監査人の指摘事項	9
第二 アニメ制作売上及び未実現利益について	10
1 問題点	10
2 調査の結果把握した前提事実	10
(1) アニメ制作に係る収益スキーム	10
(2) ゴンゾにおけるアニメ制作の流れ	13
3 調査の結果判明した事実関係	14
(1) ゴンゾにおけるアニメ制作に係る売上計上の状況	14
(2) 収益計上基準の変遷の経緯	17
(3) 乙氏による説明の検討	18
(4) ゴンゾにおける収益認識について	21
4 結論	25
(1) ゴンゾ検出事項に係る疑義について	25

(2) 乙氏の関与.....	25
(3) 甲氏の関与.....	26
第三 e 社に対する売上高について.....	26
1 問題点.....	26
2 調査の結果判明した事実関係.....	26
(1) e 社について.....	26
(2) j ファンドのアセット・マネジメント業務の報酬について.....	27
(3) 請求に至る経緯について.....	28
(4) 管理報酬の売上高計上について.....	29
(5) 乙氏の認識について.....	31
3 結論.....	31
(1) ゴンゾ検出事項に係る疑義について.....	31
(2) 乙氏の関与.....	31
(3) 甲氏の関与.....	32
第四 プリセールスに係る売上高計上基準について.....	32
1 問題点.....	32
2 調査の結果判明した事実関係.....	32
(1) プリセールス取引の内容.....	32
(2) 海外ライセンス取引に関する従前の会計処理.....	33
(3) ゴンゾにおける会計処理.....	34
(4) ミニマムギャランティの収益認識時点.....	34
3 結論.....	35
(1) ゴンゾ検出事項に係る疑義について.....	35
(2) 乙氏の関与.....	35
(3) 甲氏の関与.....	35
第五 その他の会計上の問題点について.....	36
1 売上高／売掛金関係.....	36
(1) 分配金の収益計上基準.....	36
(2) o 社に対する売上高.....	36
2 コンテンツ著作権及びコンテンツ著作権仮勘定／仕掛品関係.....	37
(1) コンテンツ著作権・コンテンツ著作権仮勘定関係の指摘事項.....	37
(2) 仕掛品関係の指摘事項.....	38
3 連結関係.....	40
(1) 債務超過の会社.....	40
(2) e 社プロジェクト（連結の範囲）.....	40
第三部 その他調査で判明した問題点.....	41

第一	その他本件調査で判明した問題点等	41
1	その他本件調査で判明した問題点.....	41
2	本件調査の制約について.....	41
第二	c 社との資金取引及び売上取引	42
1	問題点	42
2	調査の結果判明した事実.....	42
	(1) c 社の概要	42
	(2) ゴンゾによる c 社の管理状況	47
	(3) c 社との資金取引の内容	48
	(4) c 社との資金取引に係る会計処理の概要.....	56
	(5) c 社に関する乙氏の説明の検討.....	57
	(6) 関連する行政処分について	60
3	結論.....	61
	(1) 会計処理上の問題	61
	(2) 乙氏の関与.....	63
	(3) 甲氏の関与.....	64
第三	b 社との取引について	64
1	問題点	64
2	調査の結果判明した事実関係.....	64
	(1) b 社について	64
	(2) b 社に対する債権譲渡取引について.....	65
	(3) その他－b 社に対する売上取引（作品 mmm）について	68
3	結論.....	68
	(1) 会計処理上の問題点	68
	(2) 乙氏の関与.....	68
	(3) 甲氏の関与.....	69
第四	d 社との資金取引について	69
1	問題点	69
2	調査の結果判明した事実関係.....	69
	(1) d 社との取引の状況について	69
	(2) d 社への売上高について	69
	(3) d 社への売上取引に係る資金取引について	70
	(4) 資金の原資等について	71
	(5) d 社に対する売上取引.....	71
3	結論.....	73
	(1) 会計処理上の問題点	73

(2) 乙氏の関与.....	73
(3) 甲氏の関与.....	74
第五 ゴンゾと乙氏及び甲氏との資金取引について	74
1 問題点	74
2 調査の結果判明した事実関係	74
(1) ゴンゾと乙氏との資金取引の状況	74
(2) 甲氏の未払金の増減	80
3 結論.....	81
(1) 会計処理上の問題点	81
(2) 乙氏の関与.....	82
(3) 甲氏の関与.....	82
第六 その他の疑義のある取引	82
1 qq 社との取引	82
2 X 国プロジェクトについて.....	84
第四部 本件疑義等に関する関係者の関与について	84
第一 乙氏.....	84
1 乙氏の関与の状況	84
2 乙氏の動機.....	85
第二 甲氏.....	86
第五部 再発防止策等について	86
第一 本件疑義に係る問題点の原因について	86
1 属人的な経理処理及び牽制機能の不全.....	86
2 乙氏の規範意識の欠如	87
第二 再発防止策に係る提言	87
1 適切な財務経理担当役員の選任	88
2 取締役会及び監査役（会）の監督機能の強化	88
3 管理部門の強化及び内部統制制度の強化	88

第一部 調査の概要等

第一 調査の概要

1 当委員会設置の経緯

株式会社アサツー ディ・ケイ（以下、「ADK」という。）は、平成 28 年 7 月 15 日から実施した株式会社ゴンゾ（以下、「ゴンゾ」という。）の発行する株式に対する公開買付けの結果、ゴンゾの議決権の 84.01%を保有することとなり、これによりゴンゾは ADK の子会社となった。その後、ADK は、同社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（以下、「ADK 会計監査人」という。）から、会計監査の過程において、ゴンゾにおいて不適切な会計処理がなされた可能性がある（以下、「本件疑義」という。）との指摘を受け、その内容につき、ADK 会計監査人から平成 28 年 9 月 26 日付け「株式会社ゴンゾに係る検出事項」と題する書面（以下、「ゴンゾ検出事項」という。）を提示された。

このため、ADK は、平成 28 年 11 月 7 日開催の取締役会での審議を経て、同月 9 日に、代表取締役社長の決裁により、本件疑義への対応として、ADK 及びゴンゾと利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される委員会を設置することを決定した。それを受けて、同月 10 日に、特別調査委員会（以下、「当委員会」という。）が設置された。

2 調査目的

当委員会の調査（以下、「本件調査」という。）の目的は、以下のとおりである。

- ①ゴンゾ検出事項に係る事実関係の解明
- ②上記①に係る会計処理について問題点がある場合の原因解明（関与者の故意・過失の有無を含む。）及びその再発防止策の提言
- ③上記①及び②に関連して当委員会が必要と認めた事項

なお、不適切な会計処理等があったと認められた場合における当該会計処理等の関与者の法的責任の判定は、本件調査の目的の範囲外である。

3 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長 宇澤 亜弓（公認会計士・公認不正検査士，公認会計士宇澤事務所）

委員 石井 輝久（弁護士，シティユーワ法律事務所）

委員 熊谷 真喜（弁護士，祝田法律事務所）

当委員会の運営は，原則として日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠しており，当委員会の委員長及び委員はADK及びゴンゾと利害関係を有していない。

なお，本件調査の補助者として，ADK及びゴンゾと利害関係を有していない以下の者が当委員会の調査業務の補助を行った。

株式会社KPMG FAS

高岡 俊文（パートナー・公認会計士）

須賀 永治（ディレクター・公認会計士）

他6名

シティユーワ法律事務所

長木 裕史（弁護士）

市橋 卓（弁護士）

その他弁護士・法律事務職員2名

祝田法律事務所

清野 訟一（弁護士）

榎木 智浩（弁護士）

4 調査対象期間

当委員会は，本件調査の調査対象期間を，平成24年3月期から平成28年3月期までの期間とした。ただし，当委員会が必要と認めた事項については，当該調査対象期間以外の期間についても調査を実施した。

5 調査方法等

(1) 調査期間

本報告書に係る当委員会の調査期間は，平成28年11月10日から平成29年1月5日までである。

(2) 調査・検討対象

当委員会は，①ゴンゾ関係者に対するヒアリング及び関係資料の閲覧，②会計データ等の分析・検討，並びに③電子メールを含むパーソナルコンピュータ等に保存されていたデータの調査・分析により，ゴンゾの事業内容等を把握するとともに，

本件疑義の対象となる会計処理を含むゴンゾの会計処理に関する事実認定を行い、会計処理について問題点がある場合の原因説明（関与者の故意・過失の有無を含む。）及び再発防止策の検討を行った。

(3) 調査方法

当委員会は、調査期間において、計 19 回の委員会を開催した。

また、当委員会が実施した調査の具体的な内容は、以下のとおりである。

ア 役職員へのヒアリング

当委員会は、本件調査において、以下の者に対し、ヒアリングを実施した。

役職は本件調査開始時である平成 28 年 11 月 10 日時点のものである。

対象者	所属・役職等
甲氏	ゴンゾ代表取締役社長
乙氏	ゴンゾ取締役副社長
A 氏	ゴンゾ管理部門財務経理部課長
B 氏（以下、「a 監査法人 B 氏」という。）	a 監査法人代表社員

なお、当委員会は、上記の者以外に①ゴンゾの財務経理部 C 氏、②b 社代表取締役 D 氏（以下、「b 社 D 氏」という。）、③c 社代表取締役 E 氏（以下、「E 氏」という。）に対するヒアリングの要請を ADK 及び乙氏を通じて行ったが、後記第三部第一 2 「本件調査の制約について」に記載のとおり、これらはいずれも拒否された。

また、A 氏に対しては、2 回目のヒアリングの要請を行ったが、これについても拒否された。

イ 会計データ及び関連資料の閲覧及び検討

当委員会は、本件調査目的に関連する可能性がある会計データ及び各種証憑書類等の関連資料の閲覧及び検討を行うとともに、取締役会議事録及び社内規程等の関連資料についても当委員会が必要と認める範囲で閲覧及び検討を行った。

なお、当委員会は、c 社の会計資料及び c 社名義の普通預金通帳の提供を乙氏に要請したが、これは拒否された。

ウ デジタルフォレンジック調査の実施

当委員会は、ゴンゾ取締役 2 名（甲氏及び乙氏）が使用していた電子メールアカウントに係る電子データ（クラウド上のもの。）並びに上記取締役 2 名及び従

業員 1 名（C 氏）が使用していたパーソナルコンピュータに保存されていた電子データ（電子メールデータを含む。）を保全した。保全した電子データのうち、パーソナルコンピュータに保存されていたものについては、削除ファイルを復元した。

その上で、当委員会は、保全した電子データ（電子メール、ワードファイル、エクセルファイル及び PDF ファイル等）のうち当委員会が必要と認めたものについて分析及び検討を行った。

第二 ゴンゾの概要等

1 ゴンゾの概要

ゴンゾの概要は、以下のとおりである。

（平成 28 年 9 月末時点）

会社名	株式会社ゴンゾ
上場市場	非上場
決算期	3 月決算
株主構成	株式会社アサツー ディ・ケイ（84.01%）
代表者	代表取締役社長 甲
本店所在地	東京都杉並区成田東五丁目 17 番 13 号
従業員数	45 名（平成 28 年 3 月 31 日時点）
事業内容	テレビ向けアニメーション及び劇場向けアニメーションの企画・制作，製作委員会等への出資，アニメ作品に係る二次利用権の取得と許諾等
会計監査人	a 監査法人

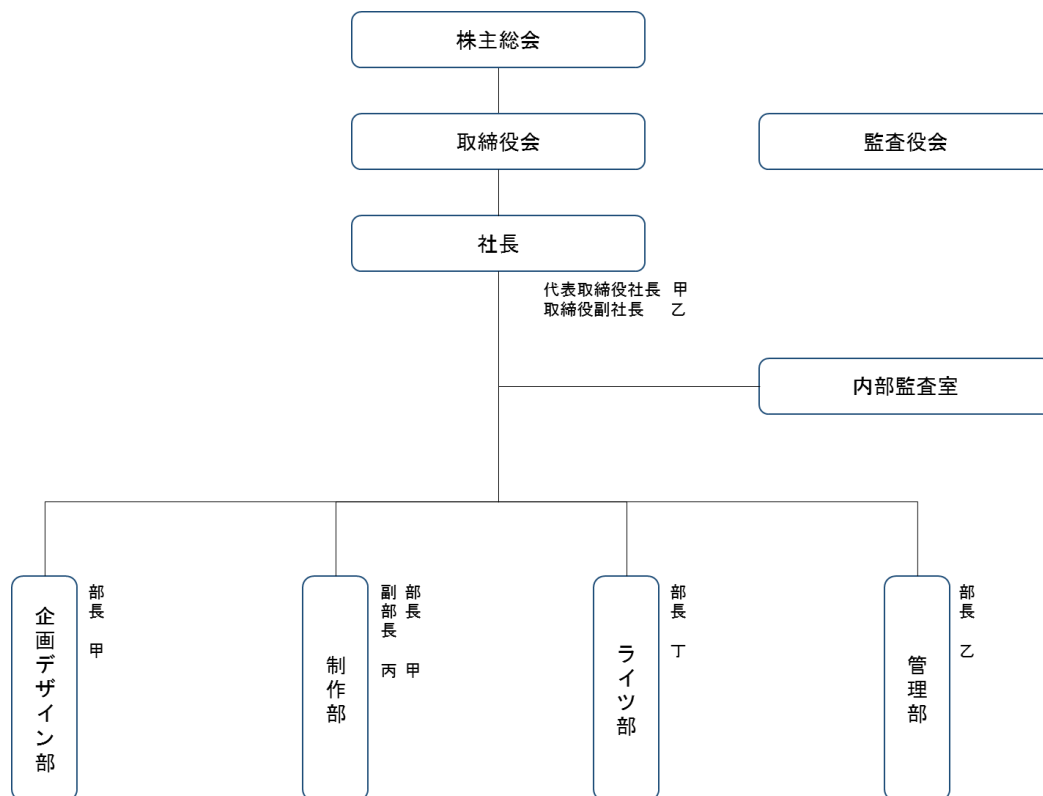
2 ゴンゾの沿革

ゴンゾの沿革の概要は、以下のとおりである。

年 月	概 要
平成 4 年 9 月	東京都国分寺市東恋ヶ窪に有限会社ゴンゾを設立。
平成 8 年 5 月	東京都目黒区五本木に株式会社ディジメーションを設立。
平成 11 年 5 月	有限会社ゴンゾを株式会社ゴンゾに組織変更。
平成 12 年 2 月	株式会社ゴンゾ・ディジメーション・ホールディングを設立し、株式会社ゴンゾ及び株式会社ディジメーションを子会社化。
平成 14 年 4 月	株式会社ゴンゾを株式会社ディジメーションに吸収合併し、商号を株式会社ゴンゾ・ディジメーションに変更。
平成 15 年 12 月	東京都新宿区西新宿四丁目に本社を移転。
平成 16 年 7 月	株式会社ゴンゾ・ディジメーション・ホールディングの商号を株式会社 GDH に変更。株式会社ゴンゾ・ディジメーションの商号を株式会社ゴンゾに変更。
平成 16 年 11 月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場。
平成 17 年 7 月	株式会社ゴンジーノを 100%出資の子会社として設立。
平成 17 年 12 月	株式会社 GDH キャピタルを 100%出資の子会社として設立。
平成 20 年 10 月	株式会社 GDH の親会社が、mm 社に異動。
平成 20 年 11 月	株式会社 GDH キャピタルの全所有株式を合同会社弥生に譲渡。
平成 21 年 4 月	株式会社 GDH は、株式会社ゴンゾを吸収合併し、商号を株式会社ゴンゾに変更。東京都練馬区豊玉中二丁目に本社を移転。
平成 21 年 7 月	東京証券取引所マザーズ市場において上場廃止。
平成 22 年 10 月	東京都杉並区成田東五丁目に本社を移転。
平成 24 年 5 月	株式会社沖縄ゴンゾを株式会社ゴンジーノ 100%出資の子会社として設立。
平成 28 年 9 月	株式会社ゴンゾの親会社が株式会社アサツー ディ・ケイに異動。

3 ゴンゾの組織体制

当委員会が入手した直近の組織図である平成 27 年 6 月末日時点のゴンゾの組織図によれば、同社の体制の概要は、以下のとおりである。



4 ゴンゾの業績の推移

ゴンゾの業績の推移は、以下のとおりである。

(1) ゴンゾの損益状況

ゴンゾの損益状況は、以下のとおりである。

ア 連結財務諸表

期別	売上高	経常利益	当期純利益
平成 15 年 3 月期	2,494 百万円	174 百万円	245 百万円
平成 16 年 3 月期	4,418 百万円	286 百万円	223 百万円
平成 17 年 3 月期	6,294 百万円	466 百万円	315 百万円

期別	売上高	経常利益	当期純利益
平成 18 年 3 月期	7,247 百万円	429 百万円	254 百万円
平成 19 年 3 月期	8,712 百万円	△1,932 百万円	△2,594 百万円
平成 20 年 3 月期	6,853 百万円	△3,492 百万円	△3,752 百万円
平成 21 年 3 月期	6,332 百万円	△2,351 百万円	△3,401 百万円
平成 22 年 3 月期	1,830 百万円	△320 百万円	28 百万円
平成 23 年 3 月期	936 百万円	89 百万円	43 百万円
平成 24 年 3 月期	1,393 百万円	168 百万円	113 百万円
平成 25 年 3 月期	1,103 百万円	272 百万円	149 百万円

なお、ゴンゾは、平成 25 年 3 月期末において連結子会社が存在しなくなったとして、同期以後は連結財務諸表を作成していない。

イ 個別財務諸表

期別	売上高	経常利益	当期純利益
平成 24 年 3 月期	1,368 百万円	172 百万円	117 百万円
平成 25 年 3 月期	1,095 百万円	266 百万円	159 百万円
平成 26 年 3 月期	1,655 百万円	302 百万円	440 百万円
平成 27 年 3 月期	1,214 百万円	328 百万円	403 百万円
平成 28 年 3 月期	1,458 百万円	390 百万円	491 百万円

(2) ゴンゾの財政状態

ゴンゾの財政状態は、以下のとおりである。

ア 連結財務諸表

期別	純資産	総資産
平成 15 年 3 月期	1,167 百万円	3,384 百万円
平成 16 年 3 月期	1,463 百万円	5,408 百万円
平成 17 年 3 月期	2,700 百万円	7,478 百万円
平成 18 年 3 月期	3,030 百万円	12,375 百万円
平成 19 年 3 月期	3,869 百万円	13,367 百万円
平成 20 年 3 月期	167 百万円	6,693 百万円
平成 21 年 3 月期	△2,729 百万円	2,376 百万円

期別	純資産	総資産
平成 22 年 3 月期	△2,696 百万円	1,117 百万円
平成 23 年 3 月期	△2,653 百万円	743 百万円
平成 24 年 3 月期	△2,566 百万円	882 百万円
平成 25 年 3 月期	△2,427 百万円	714 百万円

なお、ゴンゾは、平成 25 年 3 月期末において連結子会社が存在しなくなったとして連結財務諸表を作成していない。

イ 個別財務諸表

期別	純資産	総資産
平成 24 年 3 月期	△2,586 百万円	901 百万円
平成 25 年 3 月期	△2,427 百万円	714 百万円
平成 26 年 3 月期	△1,987 百万円	996 百万円
平成 27 年 3 月期	△1,584 百万円	948 百万円
平成 28 年 3 月期	△1,092 百万円	1,412 百万円

5 ゴンゾの役員の異動状況

ゴンゾの役員の異動状況は、以下のとおりである。

氏名	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
甲	代表取締役副社長						代表取締役社長	
乙			取締役				取締役副社長	
戊1	社外取締役							
戊2				社外取締役				平成28年9月辞任
戊3							取締役	平成28年9月辞任
戊4			社外取締役				平成27年6月退任	
戊5	社外取締役			平成24年6月退任				
戊6	社外取締役	平成23年1月辞任						
戊7	常勤監査役(社外)							
戊8	社外監査役							
戊9	社外監査役							

第三 調査結果の概要

当委員会の調査結果の概要は、以下のとおりである。

なお、本件調査においては、前記のとおり、当委員会は、重要な会計資料の提供及びゴンゾ関係者等に対するヒアリングの実施要請を求めたものの、拒否されたため、重要な調査手続きの一部が行われていないことに留意されたい。

1 本件疑義に関して

ADK 監査人の指摘する本件疑義に関する会計処理に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないものと判断した（「第二部 ADK 会計監査人の指摘事項」参照）。

特に、アニメーション制作の売上高の計上に関しては、売上高の前倒し計上となっていた。

2 架空売上高の計上及び簿外債務の存在の可能性について

当委員会の調査の結果、本件疑義以外に、架空売上高の計上及びこれに関連する簿外債務の存在の可能性が判明した（「第三部 その他調査で判明した問題点」参照）。

具体的には、①c 社との資金取引を利用した架空売上の計上（平成 28 年 3 月期）及び簿外債務の存在の可能性（平成 27 年 3 月期、平成 28 年 3 月期及び本報告書提出日現在）、②b 社及び c 社との資金取引を利用した滞留債権に係る貸倒引当金計上回避のための仮装取引（平成 28 年 3 月期）、③d 社との資金取引を利用した架空売上の計上（平成 28 年 3 月期）等が認められた。これらは、いずれも乙氏の主導で行われたものであると認められる。

第二部 ADK 会計監査人の指摘事項

第一 ADK 会計監査人の指摘事項

当委員会は、以下に列記するゴンゾ検出事項につき、調査した。

・ 売上高／売掛金関係

- ① 制作売上高に係る収益計上基準（「第二 アニメーション制作売上及び未実現利益について」参照）
- ② e 社に対する売上高（「第三 e 社に対する売上高について」参照）

- ③ プリセールスに係る売上高計上基準（「第四 プリセールスに係る売上高計上基準について」参照）
- ④ 未実現利益の控除（「第二 アニメーション制作売上及び未実現利益について」参照）
- ⑤ その他売上高/売掛金関係

・ その他

- ⑥ コンテンツ版權・コンテンツ版權仮勘定関係
- ⑦ 仕掛品関係
- ⑧ 連結関係等

（以上、「第五 その他の会計上の問題点について」参照）

以上のゴンゾ検出事項に係る当委員会の調査の結果判明した事実等は、以下のとおりである。

第二 アニメ制作売上及び未実現利益について

1 問題点

ゴンゾは、テレビ向けアニメ作品を中心としたアニメーションの企画・制作（以下、「アニメ制作」という。）を主たる事業として行っている。ゴンゾ検出事項は、ゴンゾではアニメ制作に係る収益計上基準として分割検収基準を採用しているが、①制作契約がない案件が散見されること、②分割検収の各段階で納品書の授受がないこと等から、当該基準の適用は妥当ではないと指摘する。

2 調査の結果把握した前提事実

(1) アニメ制作に係る収益スキーム

アニメーションの製作（資金調達などを含めたアニメーションの上市の作業）は、個別作品ごとに組成される製作委員会又は特別目的会社（以下、総称して「製作委員会等」という。）が行うが、ゴンゾは、製作委員会等からアニメ制作を受注して対価を得るほか、自ら製作委員会等に出資することにより、出資割合に応じた収益分配請求権に基づく収入も得ている。

これらに加え、ゴンゾは、製作委員会等のために、製作されたアニメ作品の二次利用権（アニメ作品に係る周辺事業権利のことであり、具体的には、ビデオグラム

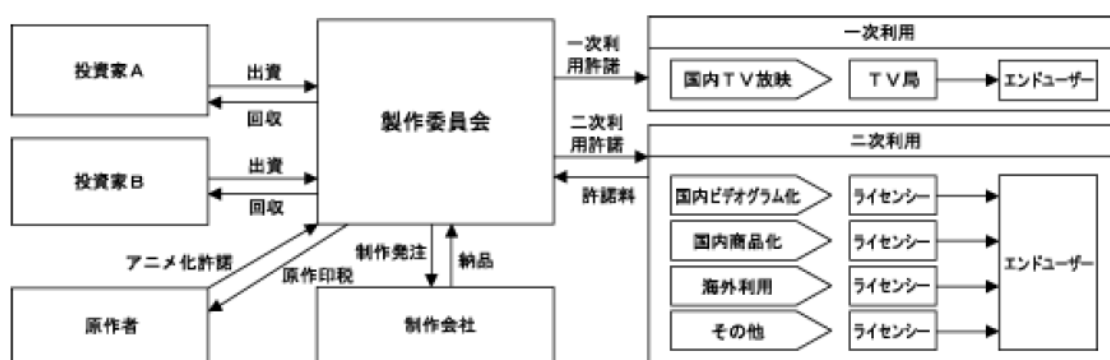
化権、海外利用権、商品化権及びゲーム化権等がある。)の販売促進活動を行い、窓口手数料を収受することがある。

ア 製作委員会スキーム

製作委員会とは、アニメ作品や映画などの制作に必要な資金を調達する際に複数の企業によって組成される任意組合である。

製作委員会を用いたスキームは、以下のとおりである。

[製作委員会スキーム図]



（ゴンゾ有価証券報告書第17期（平成28年3月期）より）

ゴンゾが出資する製作委員会は、アニメ作品を一時利用するテレビ局から、一時利用の対価としての許諾料を原則として受け取らない。したがって、本スキームにおいては、アニメ作品というコンテンツを製作し、テレビ放映等によりエンドユーザーを獲得することで、二次利用を促進し、二次利用許諾の対価として許諾料を受け取ることで収益を得ることとなる。

なお、その際、ゴンゾは、二次利用権の販売のための販売促進活動をすることがある。

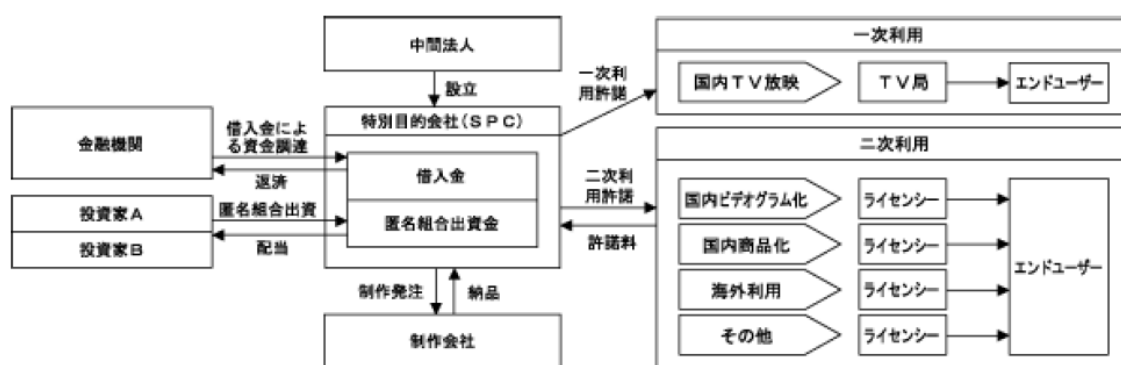
したがって、本スキームにおいて、ゴンゾが製作委員会に対する投資家となり、かつ、制作会社となる場合には、ゴンゾの主たる収益は、①制作会社として、製作委員会からアニメ制作に係る業務委託を受嘱することで、製作委員会が調達した資金をアニメ制作の対価として受け取る収益、②投資家として、出資割合に応じた収益分配請求権に基づき受け取る著作権収入、及び③二次利用権の販売促進活動の対価としての窓口手数料となる。

イ 特別目的会社（SPC）スキーム

特別目的会社（以下、「SPC」という。）とは、資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社（以下、「特定目的会社」という。）及び事業の内容の変更が制限されている等により特定目的会社と同様の事業を営む事業体である。

SPC を用いたスキームは、以下のとおりである。

[金融機関からの融資を用いたスキーム図]



(ゴンゾ有価証券報告書第17期(平成28年3月期)より)

なお、SPC を利用したスキームにおいてもゴンゾの主たる収益は、製作委員会スキームと同じである。

ウ アニメ制作の対価について

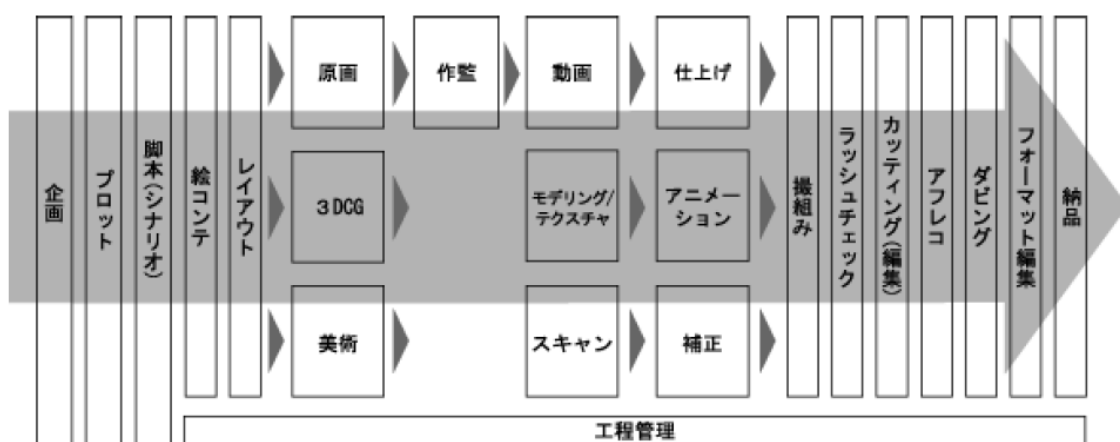
ゴンゾがアニメ作品の制作会社となる場合、ゴンゾは通常、製作委員会等から、制作費に係る資金を製作委員会等の組成に係る共同事業化契約書等（以下、「製作委員会契約書」という。）に基づき分割で受け取る。多くは3回から5回に分けて製作委員会から支払われ、最終の支払いは、全話数の放映が終わった後となる。

なお、製作委員会スキームにおいては、ゴンゾが製作委員会の幹事会社となる場合には、出資者からゴンゾに直接出資金が支払われ、ゴンゾ以外の会社が製作委員会の幹事会社となる場合には、当該幹事会社から直接に（又は他の元請事業者を通じて）ゴンゾに資金が支払われる。

(2) ゴンゾにおけるアニメ制作の流れ

ゴンゾにおける一般的なアニメ制作の制作工程は、以下のとおりである。

なお、ゴンゾが受託するアニメ制作においては、1クール（四半期）は概ね13話程度から構成されるところ、甲氏の説明によれば、企画・プリプロは、全話数を対象として行われるが、その後のメインプロやポストプロの段階においては、話数ごとの作業が並行して進行するとのことである。ただし、全話数についての企画・プリプロが完了していなくても、一部の話数につき先行してプリプロ・メインプロが開始される場合もあるとのことである。



（ゴンゾ有価証券報告書第17期（平成28年3月期）より）

ア 企画

企画とは、コンテンツの原点であり、映像表現を通して何を伝えるかを明確にし、土台となる構想及びビジュアルイメージを発案していくこと等である。

イ プリプロ

プリプロとは、プロットと脚本（シナリオ）の作成をいう。プロットとは、企画に基づいたあらすじのことであり、脚本家が中心となって作成する。プロットが決定した後に脚本（シナリオ）を作成する。企画からプリプロが終わるまで、概ね1年程度の期間を要する。この間は、一部外注業者を利用するものの、主にゴンゾの人員で作業を行うため、発生する費用の額はメインプロ段階と比較して少なくなる。

ウ メインプロ

メインプロとは、①絵コンテ、レイアウト、②原画、作監、動画、仕上げ、③3DCG、モデリング／テクスチャ、アニメーション、④美術、スキャン、補正の作

業工程をいう。このメインプロの段階で外注業者を多く利用するため、発生する費用の額が最も多い。

エ ポスプロ

ポスプロとは、撮組み、ラッシュチェック、カッティング（編集）、アフレコ、ダビング及びフォーマット編集の作業工程をいう。

オ 納品

アニメ作品は、以上の各工程を経て、指定されたフォーマットに整えられた後、納品物として納品され、テレビ等で放映される。

完成したアニメ作品の納品は、話数単位で行われる。ゴンゾにおいては、テレビ局等におけるアニメ作品の放映日の直前（当日～数日前）に、テレビ局等に1話毎に納品する。

3 調査の結果判明した事実関係

ゴンゾにおけるアニメ制作に係る収益計上基準の当否に関する調査において、判明した事実関係は、以下のとおりである。

なお、ここでは、主として製作委員会スキームを前提として説明する。

(1) ゴンゾにおけるアニメ制作に係る売上計上の状況

ア 上場時

ゴンゾは、平成16年11月にその発行する株式を東京証券取引所マザーズ市場に上場したが、平成21年7月に2期連続の債務超過のため上場廃止となった。本報告書においては、以下、平成16年11月から平成21年7月までの間を「上場時」という。

ゴンゾにおいては、上場時は、アニメ制作に係る売上高について、話数毎の納品物の納品時、すなわち、アニメ制作が完了し、話数毎にテレビ局等に納品物を納品した時点をもって収益認識時点（以下、「納品基準」という。）としていた。

したがって、製作委員会からアニメ制作期間中に受け取る資金は、「前受金」で計上し、その後、話数毎の納品時に、アニメ制作に係る総受取額（開発売上として計上済みの額を除く。）を全話数で除した一話ごとの金額を売上高として計上していた。

イ 上場廃止後（現在）

ゴンゾは、上場廃止後は、途中で収益計上基準を変更し、平成 28 年 3 月期においては、アニメ制作の進捗に応じて、出資会社又は幹事会社（以下、「出資会社等」という。）と現場のプロデューサーが交渉を行い、一定のアニメ制作の進捗に関して合意が得られた際に、ゴンゾが出資会社等に請求書を発行した時点をもって収益の認識時点（以下、「請求書基準」という。）としている。

ウ 収益計上基準の変更の時期

上記のとおりゴンゾのアニメ制作に係る収益計上基準は、上場時及び上場廃止直後は納品基準であったが、その後、請求書基準に変更された。

この点、前受金の計上時期、売上の計上時期、各アニメ作品の放映時期（納品時期に近接している。）を比較検討したところ、（ア）平成 24 年 3 月期までは、概ね、各作品の放映月と売上計上時期が一致していること、（イ）平成 25 年 3 月に、「作品 aaa」「作品 bbb」「作品 ccc」というアニメ作品について売上进行しているところ、これらアニメ作品の放映時期はいずれも同年 4 月以降であること、（ウ）平成 25 年 3 月期以降も、ゴンゾにおいてアニメ作品の放映前に売上进行するという傾向は継続していることから、ゴンゾは、遅くとも平成 25 年 3 月期には、収益計上基準を請求書基準に変更したものと認められる。

かかる事実は、以下に示す経理担当者である C 氏から乙氏へのメールからも裏付けられる。

- ① 平成 25 年 4 月度の月次決算の際に、C 氏が乙氏に対して「4 月月次の締めをしています。原価をまわしていますが、作品 aaa #1-4 話の納品が終わりましたが、売上はどのように計上したらよろしいでしょうか？ H2503 期末、f 社からの入金 90,772,500 円は、作品 aaa 共通で売上計上しています。4 月末、作品 aaa 関係で前受はありません。f 社に対して 2 回目の請求も出されていません。●●●（原文ママ）／制作売上 作品 aaa #1-4 は計上していませんがよろしいでしょうか？また、作品 ggg 同様、共通経費を各話数に振替るのでしょうか？」（メール資料 1「平成 25 年 5 月 27 日 15 時 4 分 C 氏が乙氏に送信した件名「Re：4 月売上計上について」のメール」）と質問している。

アニメ作品「作品 aaa」について、同作品の放映に先立つ平成 25 年 3 月に、出資会社等である f 社からの前受金を売上に振り替えて 86,450,000 円を売上計上していること、納品基準を適用した場合には、同作品の売上は放送直前、すなわち平成 25 年 4 月以後に計上されるは

ずであることを踏まえると、このメールは、経理担当者であるC氏が、「作品aaa」について平成25年3月期にこれまでと異なる売上計上処理を行ったことから、テレビ局への納品時に売上に振り替えるべき前受金が存在しないため（「作品aaa関係で前受はありません」）、今後の経理処理の方法について乙氏に照会している（「売上はどのように計上したらよろしいのでしょうか？」）ものであると推測される。

なお、C氏のいう「原価をまわしていますが」とは、平成25年4月当時は月次で原価計算を行っていたことから、平成25年4月度の月次決算を行うにあたり、「原価計算を行っていますが」との趣旨と思料される。また、当時は、原価計算を行い、仕掛品として計上すべきものと、売上原価に計上すべきものを、テレビ局に完成物が現実に納品された事実の有無によって判断していた。

- ② 平成25年6月度の月次決算の際にも、C氏は、乙氏に対して「6月月次が締めまりました。しかし、作品cccと作品aaaの売上計上をどのようにしたらいいかわかりません。前受金勘定f社が14,994,000円（作品aaa?）g社が9,082,500円（作品ccc）ご確認の上、ご指示くださいますようよろしくお願いいたします。」（メール資料2「平成25年7月22日17時29分にC氏が乙氏に送信した件名「6月月次」のメール」）。と質問している。

アニメ作品「作品ccc」について、同作品の放映は平成25年7月であったにもかかわらず、ゴンゾはこれに先立つ平成25年3月に売掛金として51,900,000円を売上計上していることを踏まえると、このメールは、C氏が、平成25年7月にも再度、乙氏に対し、従来とは異なる売上計上処理後の経理処理の方法について照会をしている（「作品cccと作品aaaの売上計上をどのようにしたらいいかわかりません」）ものであると推測される。

エ ゴンゾ会計監査人の対応

乙氏は、収益計上基準を請求書基準に変更した時期ははっきりと覚えていないが、この変更は実態の変更に伴って行ったものであり、変更する際には、ゴンゾの会計監査人であるa監査法人の担当者であるa監査法人B氏にあらかじめ確認をして承諾を得たと説明している。この点、a監査法人B氏に確認したところ、時期は不明だが、乙氏から相談を受けた記憶はあるとのことであった。

しかしながら、当委員会がa監査法人B氏に対し、請求書基準への変更に係る判断のための監査手続の状況を確認したところ、入金があったことが検収を立証

する一つの大きな証拠と考えていた等の説明に終始し、乙氏の説明する実態の変更について、詳細な検討をした状況は認められない。

(2) 収益計上基準の変遷の経緯

ア 乙氏の説明

乙氏の説明によれば、ゴンゾにおいては、上場廃止後は1クール単位でのアニメ制作の受注がなくなり、グロス案件（ゴンゾが1クール全体についての制作会社となるのではなく、制作会社の下請けとして話数単位でアニメ制作を受注する案件）が主な業務となったところ、グロス案件では、話数単位で納品が行われた後に対価が支払われるため、これについては納品基準で収益を認識していたとのことである。

その後、1クール単位でのアニメ制作の受注が増え始めたが、上場廃止によって、また、ゴンゾの財政状態が依然債務超過の状態であったことから、ゴンゾの信用力が低下し、上場時のように前受金が多い段階で支払われることがなくなり、アニメ制作の一定の進捗が出資会社等により確認された時点で資金が支払われることになったとのことである。この点、甲氏の説明によれば、アニメ制作会社が受領した前受金を制作費として使わずにその他の使途に流用する事象が多発しており、出資会社等が、制作資金の流用を懸念していることがその背景にあるとのことである。

乙氏は、このように、上場廃止後は、アニメ制作の作業の進捗に応じて出資会社等から資金が支払われることとなったため、上場時とは実態が変わったと主張する。すなわち、上場時は、ゴンゾの上場会社としての信用力を背景に、アニメ制作の作業の進捗にかかわらず、早い段階で前受金として出資会社等から資金を受け取っていたので、アニメ制作に係る完成物をテレビ局に納品した時点で収益を認識していたが、上場廃止後は、実際のアニメ制作の作業の進捗を確認した上でないと、出資会社等は資金を支払わなくなったことから、ゴンゾと出資会社等が協議して合意の上で請求書を発行することとなったのであり、上場時と上場廃止後では実態が変更していると主張する。

イ 甲氏の認識

乙氏の説明によれば、ゴンゾにおけるアニメ制作の実態の変更に伴う納品基準から請求書基準への変更は、甲氏には伝えていないとのことである。

また、甲氏の説明によれば、甲氏は、平成28年前半までは、ゴンゾのアニメ制作に係る収益計上基準は、納品基準であると理解しており、今回のADKによるゴンゾ株式の取得に係るh社による財務・税務デューデリジェンス（以下、「財

務 DD」という。)への対応の際に、請求書基準に変更されていた事実を初めて知ったとのことである。

(3) 乙氏による説明の検討

ア 何らかの「成果物の納品」について

乙氏は、出資会社等から入金される資金の意味合いは、上場時においては、アニメ制作作業の進捗とは関係なく入金される「前受金」であったが、上場廃止後は、出資会社等の担当者を含めた毎月の打合せの中で、出資会社等の担当者がアニメ制作の作業の進捗を確認し、請求書の発行を了承した場合に入金されるもの、すなわち入金時点までのアニメ制作作業の対価であると主張する。

しかしながら、この点に関する乙氏の説明は、曖昧であり、またヒアリング中に変遷している。乙氏は、ヒアリングの当初は、何らかの成果物を納品していると説明していたが、当委員会が、その具体的な内容の説明を求めたところ、アニメ制作の現場のことはよくわからないので甲氏に聞いて欲しい、又は現場のプロデューサーでないとわからないとの回答に終始した。そして、最終的には、乙氏は、「実際に物を渡す意味がない。毎週会議をして、出資会社等の担当者も進捗を確認している。」と述べ、入金される資金は成果物の対価ではなく、確認が得られた作業の対価と主張するに至った。

そこで、当委員会は、具体的に出資会社等がアニメ制作の作業の進捗を確認する方法等につき説明を求めたが、毎週会議をしているという程度の説明しかなく、根拠となる書類（出資会社等が発行する作業の検収書や、進捗を確認する会議の議事録など）の提出を求めても、そのようなものはないとの回答であった。

以上より、乙氏の説明は、ゴンゾにおけるアニメ制作等の実態に基づく説明であるとは認め難い。

イ 出資会社等からのゴンゾに対する入金の趣旨

出資会社等は、製作委員会契約書等に基づく製作委員会に対する出資として、ゴンゾ等に資金を送金する。

この点、製作委員会契約書の締結時期及び締結に係る交渉の経緯等が明らかでなく、資金の受入れをなるべく早くしたいゴンゾと資金の支払いをなるべく遅くしたい出資会社等との間で交渉が行われた結果として、製作委員会契約書に出資額及び出資時期が定められている可能性も否定できない。また、出資会社等は、出資金が制作会社であるゴンゾの制作費に充当されることは、当然に理解しているものと思料される。

しかしながら、出資会社等がゴンゾとの毎月の打合せにおいて作業の進捗を確認し、当該作業に対する対価の支払を合意した事実を証する証拠がないこと、及

び作業の進捗と出資額との間に明確な因果関係が認められないことから、出資会社等としては、拠出している資金はあくまでも製作委員会に対する出資として認識しており、これが制作費に充当されるとの認識はあるものの、作業の進捗に応じた成果に対する対価の支払いとの認識は乏しいものと思料される。

したがって、出資会社等は進捗した作業の対価としてゴンゾに資金を送金しているという乙氏の説明は、実態にそぐわないものであると認められる。

ウ 管理部門の人員減少による前受金管理の工数の削減

乙氏は、管理部門の人員が減少し、管理業務の工数を削減する必要があったことが、納品基準から請求書基準へ変更した理由の一つであると説明する。すなわち、乙氏は、ゴンゾにおいては、上場廃止後は、費用の削減のため管理部門の人員を減少させ、限られた人員の中で管理業務を行っていたことから、前受金の管理業務の工数を削減するために請求書基準に変更したと説明している。そして、その証左として、月次での原価計算の工数を削減するために、月次決算を廃止し、半期毎での決算に変更したと説明する。

しかしながら、月次決算を廃止したのは、平成 25 年 10 月度からであり、前記のとおり請求書基準への変更は遅くとも平成 25 年 3 月期には行われていたから、ゴンゾにおいては、毎月原価計算をしながら請求書基準への変更を行ったこととなるが、原価計算をしている以上、請求書基準への変更は、管理工数の削減に全く寄与しないことから、この点についての乙氏の説明は合理性を欠く。

エ 銀行に対する説明

乙氏は、平成 26 年 7 月 1 日 12 時に i 銀行融資統括部の F 氏（以下、「i 銀行 F 氏」という。）に送信したメール（メール資料 3）において、i 銀行 F 氏からゴンゾの売上計上基準を質問され、これに対して「制作－納品基準」であると回答している。

この点、前記のとおり請求書基準への変更は遅くとも平成 25 年 3 月期には行われていたから、i 銀行 F 氏への乙氏の回答は事実と異なるものだったと評価せざるを得ず、乙氏は、アニメ制作のあるべき収益計上基準は納品基準であるとの認識を有していたからこそ、i 銀行 F 氏に実態をそのまま伝えなかった可能性がある。

オ 経理規程の規定

ゴンゾの経理規程（平成 21 年 1 月 1 日最終改訂）の第 52 条（売上）では、「企画、制作売上については、納品を基準として、売上の計上を行う。」と規定している。

カ 有価証券報告書の記載

ゴンゾの平成 28 年 3 月期の有価証券報告書の「第 2【事業の状況】」の「7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】」の「(1) 重要な会計方針及び見積り」の項では、たな卸資産について、「仕掛品について作品の納品が完了したものについては原価を全額費用化しております。また、企画案件については、原則として全額費用化することとしています。」と記載している。

この記載は、「作品の納品」が完了した時点で売上を計上することから、対応する原価としての仕掛品を「作品の納品が完了したものについては原価を」全額費用化しているとの意味であると考えられる。

キ 平成 27 年 1 月度の状況

ゴンゾでは、平成 25 年 10 月度より月次決算を廃止し、その後は半期ごとの決算を行っている。したがって、資金取引や外注業者への支払いのための仕訳は月次で行っているものの、アニメ制作に係る出資会社等からの資金の受入れに関しては、期中において、前受金又は仮受金の受入れとして会計処理を行い、期末に制作売上高に振り替える処理を行っている。

しかしながら、平成 27 年 1 月度においては、期末月でないにもかかわらず、前受金等を制作売上高に振り替える処理を行っている。この行為は、平成 27 年 1 月度時点でのゴンゾの経営成績及び財政状態につき第三者に開示することを想定したものと史料される。

なお、乙氏からは、振替処理の具体的な理由について回答は得られなかった。

ク 小括

乙氏は、アニメ制作に係る収益計上基準の納品基準から請求書基準への変更は、アニメ制作の実態の変更に伴うものであると説明するが、乙氏が主張するような実態の変更があったとは認められない。したがって、この点に関する乙氏の説明は信用できない。

また、乙氏による出資者等からのゴンゾに対する入金の趣旨の説明及び管理工数の削減に関する説明も、合理性がない。

また、乙氏が i 銀行 F 氏に対してアニメ制作については納品基準であると伝えていることを踏まえると、乙氏は、アニメ制作のあるべき収益計上基準は納品基準であるとの認識を有していた可能性がある。

なお、経理規程は納品基準を定めており、有価証券報告書の記載も納品基準が前提になっているように認められる。

以上によれば、乙氏の請求書基準は適切な会計処理だと認識していたとの説明も虚偽である可能性を否定できない。

(4) ゴンゾにおける収益認識について

ゴンゾのアニメ制作の実態を踏まえた場合、アニメ制作のあるべき収益計上基準は、上場時に採用していた納品基準、すなわち、アニメ制作が完成し、話数毎にテレビ局等に納品した時点をもって収益認識時点とすべきと判断する。

したがって、アニメ制作の委託者との間の契約書に何らの定めがないにもかかわらず、企画・プリプロ段階における役務（当然ながら、話数毎の納品行為はない）を独立したものとして捉え、企画・プリプロ段階直後の一定金額の入金をもって開発売上なる売上を計上することも、認められない。

また、ゴンゾにおいては、ゴンゾが製作委員会へ出資し、かつ、アニメ制作も受注する場合に、ゴンゾの出資額相当の金額を売上として計上しているが、当該売上高についても収益認識は認められないと判断する。

以下、当該委員会の判断の根拠について説明する。

ア アニメ製作に係る収益計上基準

(ア) 分割検収基準の採用の可否

我が国の収益認識に係る基準は、実現主義が採用されており、①財貨の移転又は役務の提供の完了、及び②対価の成立が実現の要件となっている（会計制度委員会研究報告第13号「我が国の収益認識に関する研究報告（中間報告）」

（以下、「中間報告」という。）（平成21年12月8日改正、日本公認会計士協会）I1）。

したがって、ゴンゾにおける出資会社等からの資金の受入れが、ゴンゾにおけるアニメ制作の対価の成立として認められるためには、ゴンゾによる財貨の移転又は役務の提供の完了が行われている必要がある。

ゴンゾは、アニメ制作業務を受託し、アニメ作品の制作を行うが、当該業務は、テレビ放映用アニメ作品であれば、テレビ放映用のフォーマットにて媒体に記録し、これをテレビ局等に納品することにより完了する。したがって、納品時をもって財貨の移転又は役務の提供の完了という要件が満たされることは間違いがない。

しかし、ゴンゾが現在採用している請求書基準においては、乙氏の説明によれば、出資会社等からの資金は「出資会社等の担当者によるアニメ制作の作業の進捗の確認を得た上で請求書を発行し、入金されるもの」であるから、ゴンゾにおける取引の実態が、いわゆる分割検収基準の要件を満たせば、請求書基

準による売上計上も適正なものと考えられる。そこで、以下、分割検収基準の要件を満たすか否か検討する。

分割検収基準を採用する場合には、①顧客との取引において、分割された契約の単位の内容が一定の機能を有する成果物の提供であり、かつ、②顧客との間で、納品日、入金条件等について事前の取決めがあり、その上で③当該成果物提供の完了が確認され、その見返りとしての対価が成立していることが必要であり、例えば、分割検収において、成果物の提供の完了の確認がなく、単に作業の実施のみに基づく場合や入金条件のみに関連しているだけでは、収益認識は認められない（実務対応報告第17号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成18年3月30日、企業会計基準委員会）2(3)）。

この点、ゴンゾにおけるアニメ制作の実態をみると、当該資金の受入れの前提として、何らかの成果物を出資会社等に納品している実態はない。乙氏によれば、その時点で何らかの途中成果物（絵コンテ等）が存在することを出資会社等がプロジェクト会議を通じて確認しているとのことであるが、それら途中成果物は、放映することも二次利用して収益を上げることもできないため、「一定の機能を有する成果物」とは認められないし、このような行為は作業の実施の確認にとどまり、成果物提供の完了を確認する行為であるとは評価できない。また、製作委員会契約書や業務委託契約書等の契約書にも、ごく一部を除けば、途中成果物の納品日や入金条件等の取決めはなく、顧客との間で納品日等について事前の取決めがあるとは認められない。

以上のとおり、ゴンゾにおいては、分割検収基準の要件を満たす実態はないから、結局、ゴンゾのアニメ制作に係る収益計上基準として、請求書基準は採用し得ない。

（イ）工事進行基準の採用の可否

念のため、工事進行基準の採用の可否についても検討する。

工事進行基準は、工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合、すなわち、①工事収益総額、②工事原価総額及び③決算日における工事進捗度について信頼性をもって見積もることができる場合でなければ適用できない（企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」（平成19年12月27日、企業会計基準委員会）第9項）。

ゴンゾのアニメ制作の実態を踏まえると、上記要件のうち①は措くとしても、上記要件の②及び③の要件につき信頼性をもって見積もることができる管理体制はないから（乙氏の供述によれば、上記(3)ウのとおり、管理部門の人員が減少して決算にかかる工数を削っているような状況である）、工事進行基準は適用できない。

また、工事進行基準の場合、作業の進捗に応じて収益が発生するが、乙氏の説明する請求書基準では、作業の進捗と収益の発生には明確な因果関係がなく、単に、出資会社等との交渉の結果、入金時期が定まるものである点においても違いが認められる。

(ウ) 出資会社等から受け入れた資金の性格

以上、上記の分割検収基準の採用の可否及び工事進行基準の採用に係る検討も併せて考えると、出資会社による資金の支出は、ゴンゾにおける制作のための資金としての性格を有するものの、あくまでも製作委員会に対する出資金の支払いとして行われているものであり、ゴンゾにおけるアニメ制作の作業の進捗に応じて、その対価として支払われているものとは認められず、ゴンゾとしては、「前受金」としての性格を有する資金の受入れであると考ええる。

したがって、出資会社等から受け入れた資金については、アニメ制作が完了し、成果物をテレビ局等に納品するまでは、「前受金」として計上し、当該成果物の納品した時点をもって「制作売上高」に振替処理すべきである。

イ ゴンゾの出資相当分の取扱いについて

ゴンゾは、製作委員会方式のスキームにおいて、製作委員会に対する投資家となり、かつ、アニメ制作会社となる場合がある。この場合、ゴンゾの主たる収益は、①制作会社として、製作委員会が調達した資金をアニメ制作の対価として受け取る収益、及び②投資家として、出資割合に応じた収益分配請求権に基づき受け取る版權収入となる。

そして、①について、ゴンゾは、製作委員会から支払われる金額の全額を売上として計上しているが、その一部は自己が出資した金額であるため、収益の実現の観点から疑義が生じる。

この点、形式的には、制作費は製作委員会を経由して入金されることから、実態としてゴンゾの支出した資金が、結果的にゴンゾに還流したとしても、問題はないとする考え方もあり得る。しかし、制作委員会に対する出資が制作費に充当される性質を有するものであることを考えると、ゴンゾが支出した資金がゴンゾに還流するに当たり、「売上高」として計上される点については、当該資金が「対価」としての性質を有するか否か疑問である。この点、ゴンゾ検出事項においても「未実現利益の控除」としてゴンゾが出資する製作委員会に対して制作物を納品する場合、当該納品に基づき発生する利益の内、ゴンゾ出資割合については利益が実現していないため控除する必要があると指摘しており、これは、当委員会の問題意識とは具体的な点において違いはあるものの、本質的には同じ指摘である。

すなわち、この考え方を採り得るとすると、極端な場合、製作委員会への出資者がゴンゾのみである場合には、ゴンゾは自己が出資した金額をもって売上を計上できることになり、恣意的な売上計上を認めることになりかねない。

また、ゴンゾにおいては、ゴンゾが制作委員会の幹事会社となる場合には、自己の出資相当分については資金移動をせず、以下の仕訳を行っている。

借方	貸方
コンテンツ版權	制作売上

通常は「前受金」「売掛金」「現預金」となるべき制作売上高の相手勘定が「コンテンツ版權」(将来の収益の獲得を目的として資金を拠出して得るもの)となっているのは不合理である。これでは、自己が制作した成果物に係る権利を対価として、売上高を計上していることになるからである。

したがって、あるべき会計処理としては、以下のとおりであると考ええる。

なお、下記の仕訳は、説明のため実際の仕訳とは異なる簡便的な方法である。

・ゴンゾ以外の出資会社からの入金時

借方	貸方
現金預金	前受金

・制作費の支出時

借方	貸方
労務費，経費，外注費等	現金預金

・期末時点（未納品）

借方	貸方
仕掛品	労務費，経費，外注費等

・納品時点

借方	貸方
前受金	制作売上（※1）
売上原価（※2）	仕掛品
コンテンツ版權	仕掛品（※3）

※1 ゴンゾ出資分を除く

※2 ※3 を除く金額となる。

※3 当該作品に係る総原価のうちゴンゾの出資割合に係る額をコンテンツ版權として計上する。なお、製作委員会契約書に基づくゴンゾ出資額を限度額とする。

以上のことから、過去のゴンゾの決算においては、ゴンゾの製作委員会に対する出資相当額に係る売上高がコンテンツ版權又はコンテンツ版權仮勘定の見合いとして計上されているが、当該売上計上は、ゴンゾのアニメ制作に係る実態を踏まえると妥当ではなく、売上の過大計上になっているものと思料される。この点、本来であれば、売上の過大計上に伴い、同額の売上原価の過大計上となっていることから、損益に与える影響は僅少であると考えられるが、ゴンゾにおいては、上記のとおり、アニメ制作に係る収益計上基準を請求書基準としていたために、必ずしもアニメ制作に係る売上高と売上原価の対応が適切におこなわれていなかったことから、どの程度の影響があるのかは不明である。

なお、以上のとおり、当委員会としては、ゴンゾの制作委員会に対する出資相当額については、売上高として計上すべきではなく、ゴンゾにおいてアニメ制作に係る費用（仕掛品を含む）からの振替計上とすべきと考えるが、当該取引に係る明確な基準等の指針がないことから、ゴンゾにおける当該取引に係る会計処理の方法については、ADK、ゴンゾ及び両社の会計監査人の判断を踏まえて最終的には判断すべきと考える。

4 結論

(1) ゴンゾ検出事項に係る疑義について

当委員会の調査の結果、ゴンゾ検出事項におけるゴンゾのアニメ制作に係る収益計上基準及び未実現利益に係る指摘のとおり、ゴンゾのアニメ制作に係る収益計上基準は、納品基準を適用すべきであり、この点に関するゴンゾの会計処理である請求書基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと考える。

また、ゴンゾの製作委員会に対する出資額に相当する制作売上高についても、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないものと判断する。

(2) 乙氏の関与

乙氏は、自らも認めるとおり、納品基準から請求書基準への変更を決定し、これを実施した。すなわち、ゴンゾでは、遅くとも平成25年3月期より、納品基準から請求書基準への変更が行われたが、これは、乙氏の判断によるものであったと認められる。

その動機については、乙氏から明確な説明を得られていないが、前記のとおり、収益計上基準の変更に関する乙氏の説明がゴンゾにおけるアニメ制作の実態に沿うものとは認められないこと、後述「第三部 その他調査で判明した問題点」において記載のとおり、乙氏の判断により架空売上等の不正の意図に基づく不適切な会計処理が行われていることからすると、納品基準から請求書基準への変更は、誤謬によるものではなく、乙氏は、何らかの動機に基づき、売上高の前倒し計上を意図したものである可能性が高い。

(3) 甲氏の関与

アニメ制作に係る収益計上基準の納品基準から請求書基準への変更については、乙氏は甲氏に対しては説明していない旨説明し、また、甲氏も、当該変更については、平成 28 年の h 社による財務 DD を機に認識するまで知らなかった旨説明する。

この点、当委員会の調査においても、甲氏が、上記財務 DD の以前より収益計上基準の変更を認識していた可能性を伺わせる事実を把握していない。

第三 e 社に対する売上高について

1 問題点

ゴンゾ検出事項においては、ゴンゾと e 社（以下、「e 社」という。）との取引につき、売上取引の計上時において、回収が困難である場合には、売上計上すべきではない旨指摘する。当該指摘に係るゴンゾと e 社との取引とは、平成 27 年 3 月期において、ゴンゾが e 社に対して、過年度の管理報酬分として約 1 億 5,000 万円を売上計上した取引である。

2 調査の結果判明した事実関係

(1) e 社について

e 社は、平成 18 年¹に匿名組合方式で組成された、通称「j ファンド 1 号」²（e 社と区別して、このファンドを指す場合、以下、「j ファンド」という。）の匿名組合営業者である。j ファンドは、ファンド調達額約 24 億円が想定されており、そのうち、約 14 億円を銀行借入により調達することが予定されていた。なお、乙氏

¹ 当初の匿名組合契約の締結は同年であるが、ファンドの規模の変更等が行われ、実質的な組成は平成 19 年 7 月と考えられる。

² ファンド名については、ゴンゾ作成の複数の書類で表記が異なるが、目論見書の記載に従っている。

によれば、j ファンドは、当初 50 億円規模のファンドが想定されていたが³、市況の悪化により実際には約 24 億円のファンドになったとのことである。

j ファンドは、それまでゴンゾが行っていた、タイトルごとの SPC を用いた資金調達方式ではなく、複数のタイトルを投資対象として運営されることが予定された資金調達方式であり、実際に、「作品 hhh」、「作品 iii」、「作品 jjj」、「作品 kkk」、「作品 lll」への投資が行われている⁴。

しかしながら、e 社の収入は、遅くとも平成 25 年には、k 社からの入金のみとなっており、平成 25 年に匿名組合員に清算の意向を示すレターが発出されている。

(2) j ファンドのアセット・マネジメント業務の報酬について

ア 対価について

当初、j ファンドのアセット・マネジメント業務は、ゴンゾの子会社である 1 社に委託されていたが（平成 18 年 3 月 31 日付け「アセット・マネジメント業務委託契約書」）、平成 20 年 11 月 28 日に、株式会社 GDH（現ゴンゾ）に、アセット・マネジメント業務の受託者の地位が承継されている（平成 20 年 11 月 28 日付け「地位承継の覚書」）。

アセット・マネジメント業務の対価は、「ファンド総額の 1.5%に相当する金額（年額）である 37,080,000 円（消費税別）」と定められている（平成 18 年 5 月 1 日付け「アセット・マネジメント業務委託変更契約書」及び平成 19 年 9 月 30 日付け「アセット・マネジメント業務委託変更契約に関する覚書」第 1 条）⁵。ただし、アセット・マネジメント業務の対価については、いわゆる「劣後特約」が付されており（平成 18 年 5 月 1 日付け「アセット・マネジメント業務委託変更契約書」第 8 条）、貸付債務の弁済資金が弁済期日の午前 10 時において不足しておらず、かつ、同契約に定める期限の利益喪失事由が発生していない限りにおいて支払いを受けることができるものとされている。

³ 平成 18 年 4 月付の、「ファンド総額は 50 億円」との記載のある目論見書も受領している。

⁴ 乙氏に対するインタビューでは、4 タイトルであるとの発言があり、「作品 hhh」、「作品 iii」、「作品 jjj」、「作品 kkk」が挙げられたが、匿名組合報告書では、投資対象として「その他（作品 kkk、作品 lll 等）」との記載がある。

⁵ 平成 19 年 9 月 30 日付け「アセット・マネジメント業務委託変更契約に関する覚書」第 1 条においては「支払スケジュール」として平成 23 年 3 月末日までしか記載がないが、本文記載の対価について期間の限定はなく、同日より後においても適用があると考えられ、管理報酬が無償であるとまでは認定できない。

イ 役務の提供について

e 社とゴンゾとの間のアセット・マネジメント契約における業務は、平成 18 年 5 月 1 日付け「アセット・マネジメント業務委託変更契約書」において以下のとおり規定されている（以下は同契約書 2 条各号抜粋）

- (1) 本匿名組合事業に係る会計上の取扱いに関する情報及び助言の提供
- (2) 本匿名組合事業に関する事業計画案の策定及び改訂に関する情報及び助言の提供及び報告
- (3) 本件著作権等の管理・運用に関する情報及び助言提供
- (4) その他、前各号に付随する一切の情報及び助言の提供

乙氏の説明によれば、ゴンゾが、アセット・マネジメント契約に基づいて行っていた業務は、匿名組合への報告、金融機関とのやり取りが主であったとのことであり、また、j ファンドは、ゴンゾが組成したファンドであり、他の何者かによってアセット・マネジメント業務が行われていた節もないため、ゴンゾの e 社に対するアセット・マネジメント契約に基づく役務の提供自体はあったものと認められる。

(3) 請求に至る経緯について

乙氏によれば、銀行借入の返済が終わる平成 27 年 3 月までは、ゴンゾは e 社に対して管理報酬を請求することはできなかったが、同月ころに銀行借入の返済が終わり、m 銀行もエージェント手数料を取得したので、ゴンゾも管理手数料を取得していいだろうということで、従前請求していなかった平成 23 年 4 月以降のアセット・マネジメント業務の対価金 1 億 5684 万 8400 円（消費税を含む。以下、「本件管理報酬」という。）を請求することとしたとのことである（ゴンゾから e 社に対し、平成 27 年 3 月 31 日付けの 3708 万円（消費税込み 3893 万 4000 円）の請求書 3 通（3 年分）及び 3708 万円（消費税込み 4004 万 6400 円）の請求書 1 通（1 年分）が発行されている。請求書の「項目」は「業務管理手数料」と記載されている。）。

乙氏及び A 氏によれば、本件管理報酬の額は、上記の平成 19 年 9 月 30 日付け「アセット・マネジメント業務委託変更契約に関する覚書」に基づいて決定されたとのことであり、同覚書には報酬として、「ファンド総額の 1.5%に相当する金額（年額）である 37,080,000 円（消費税別）」が定められている。

(4) 管理報酬の売上高計上について

ア 回収可能性について

収益認識の一般原則である実現主義の観点からは、収益認識要件と解される「財貨の移転又は役務の提供の完了」とそれに対する「対価の成立」の二つの要件に照らして、個々の契約の実質を踏まえ、収益認識時期を決定することになる（中間報告Ⅰ1）。

この実現主義の下「対価の成立」要件には、販売時点において、対価が回収される可能性が高いと見込まれることを求めていると考えられる（中間報告Ⅰ9（4））。

そこで、本件においても、平成27年3月期において、対価が回収される可能性が高いと見込まれていなかったのであれば、本件管理報酬を売上として計上できなかったものと考えられる。

イ 本件に対するあてはめ

e社の計算書類を検討すると、ゴンゾにおいて本件管理報酬が売上として計上された平成27年3月期末を含むe社の会計年度である平成27年12月期及びその前2期の状況は以下のとおりである。

（単位：円）

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
売上高	0	0	8,946,139
経常損益	△6,892,583	△1,693,094	△136,424,957
匿名組合損益分配	△6,892,601	△1,693,103	△136,424,977
当期純損益	△69,988	△70,000	△69,999

また、e社に対する既存の売掛金の回収又は新たな売上と判断される金額（預金口座への入金ベース）は以下のとおりであり、いずれもk社からの入金である。

k社は、オンラインゲームの配信事業者であり、e社とk社は、平成25年5月31日に、「作品hhh」の著作権譲渡代金を4826万1760円と定め、「作品hhh」と「作品iii」の未払いのロイヤルティが5173万8240円であることを確認している（合計額1億円。この合意を以下、「k社債務確定合意」という。）。なお、この合意を行った経緯について乙氏は、ヒアリングにおいて、k社とは運営委託契約を締結しているが、何かと理由をつけて一向にロイヤルティを払ってくれなかったため、銀行と一緒に払ってもらうように交渉しており、その中で、まったく回収できなかったため、著作権を譲渡する形で、交渉して契約を締結したと供述している。

	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期 (同年 7 月 29 日まで)
合計額	15,000,000 円	21,000,000 円	18,700,000 円(注)	4,200,000 円

注：平成 27 年 1 月 1 日から 3 月末日までの入金は、6,600,000 円。なお、同年 1 月から同年 4 月 30 日までの入金は売掛金の回収として認識されており、それ以降の入金としては、同年 5 月 29 日の入金のうち、238,171 円が売掛金の回収、2,061,829 円が売上高として認識され、以後の入金はすべて売上高として認識されている。同日から売上高と認識されている額の合計は 9,661,829 円であり、この額が消費税を含むとすれば、消費税を含まない額 (8,946,137 円) は、上記 e 社の平成 27 年 12 月期の売上高とほぼ一致し、この点からも、平成 27 年 12 月期の売上はすべて k 社からのものであることが裏付けられる。

上記の入金は、すべて k 社債務確定合意の日（平成 25 年 5 月 31 日）以降の入金であり、合計 58,900,000 円であるから、k 社債務確定合意の額(1 億円)を超えていない。

また、平成 25 年 11 月 15 日には、e 社から匿名組合員にあてて、「j ファンドの清算に関する現状及び今後の方向性について」という書面が発出されており、その中では、「本来であれば・・・2011 年 9 月末日をもって匿名組合を終了し、遅滞なく清算手続きに移行し当該手続きを終了する予定でありました。」との説明があり、k 社による 1 億円（前記の k 社債務確定合意に基づく債権を指すものと思われる。）の支払から銀行借入等を控除した残余额について匿名組合員に対し現金分配を実施（時期は平成 26 年 1 月頃からを想定）する旨及び当該現金分配の実施後、匿名組合契約に基づいて j ファンドの清算手続きを終了することになる旨が説明されている。

なお、A 氏もヒアリングにおいて、k 社から月額 10 万円程度ではあるが入金があるため、j ファンドの清算ができない状況にあると述べている。

つまり、平成 27 年 3 月末日時点では、e 社は、①平成 25 年 5 月 31 日に、k 社の未払額についての合意がなされ、その回収を図るほか収入がない状態であった、②k 社からの入金は、月額 200 万円程度であった、③k 社に対する平成 27 年 3 月末日時点での債権額は、約 5000 万円であり、本件管理報酬の額の 2 分の 1 以下であったことが認められ、⑤匿名組合員には、すでに j ファンドの清算予定を通知している状況であった。さらに、⑥乙氏の説明によれば、k 社は上記①の合意以前から e 社に対する債務の支払を約定どおり行っておらず、e 社は k 社から約定どおり債務の支払いを受けることに困難があったものと認められ、上記 k 社への債権が全額回収できるような状況にはなかったものと推認される。なお、実際

に、平成 27 年に入り、k 社からの入金が 200 万円を超えていたのは同年 7 月までであり、同年 8 月に一旦入金額は 0 円となった後、月額 50 万円から 10 万円程度の入金となっていることから、平成 27 年 3 月末日時点において、すでに k 社の財政状況は相当悪いものであったことが裏付けられると思われる。

したがって、平成 27 年 3 月末日時点において、本件管理報酬の e 社からの客観的な回収可能性はかなり低いものであったと認められる。

一方で、乙氏からは以下に述べるとおり回収可能性に対する具体的かつ合理的な説明を受けられていない。

(5) 乙氏の認識について

乙氏の回収可能性に関する認識について検討すると、乙氏の説明によれば、上記 k 社からの回収に加え、オンラインゲームや、遊技機に対するライセンスによる収入で、銀行に対する支払も終えたので、本件管理報酬も十分回収できると思ったとのことであり、また、本件管理報酬の支払いの原資になるだろうと思ったのは中国でのゲーム市場でのライセンスであり、数億円の収入が見込まれていたといった発言もあった。

しかしながら、e 社が権利を持っているタイトルについて、ヒアリング時点まで実際に中国企業にライセンスされたことはなく、また、中国企業との間で、守秘義務契約の締結や意向表明書の受領もないとのことである。また、乙氏自身もヒアリングにおいて、e 社は「ローンを返せないので閉じることができない」と発言しており、e 社の将来的な事業については見込みを持っていないと思われる。

以上より、乙氏も、e 社の収入見込みについては、曖昧な認識しか持っておらず、本件管理報酬の回収の見込みが高いと認識していたとは認められない。

3 結論

(1) ゴンゾ検出事項に係る疑義について

当委員会の調査の結果、ゴンゾ検出事項に係る平成 27 年 3 月期の e 社に対する本件管理報酬については、回収の見込みが高いとはいえないことから、収益認識要件としての「対価の成立」要件を欠き、売上高として計上することはできず、ゴンゾが行った会計処理は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないことが判明した。

(2) 乙氏の関与

乙氏は、自ら k 社との交渉を行い、j ファンドの状況を熟知しながら、本件管理報酬の売上計上をしており、上記の会計処理を主導的に行ったことが認められる。

(3) 甲氏の関与

本件管理報酬の売上計上については、甲氏の積極的な関与や、乙氏に対し売上計上を示唆したことを伺わせる事実把握していない。

第四 プリセールスに係る売上高計上基準について

1 問題点

ゴンゾ検出事項は、n社とのプリセールス取引⁶に関し、ゴンゾは当該取引に係る契約の締結時点でミニマムギャランティの全額を収益認識しているが、その時点ではゴンゾに制作物の提供という重要な履行義務が残っているから、契約締結時に全額を収益認識することは妥当ではないと指摘している。

2 調査の結果判明した事実関係

(1) プリセールス取引の内容

ゴンゾは、n社との間で、平成28年2月5日付けでタイトル名を「作品ddd」とするアニメ作品に関するProgram Distribution Agreementを締結し、n社に対し、アジア以外の地域における「作品ddd」のビデオグラム化の権利等を許諾した。

上記契約の締結時においては、未だ「作品ddd」は企画段階にあり、また、n社がゴンゾに支払義務を負うミニマムギャランティ⁷(以下、「MG」という。)は、以下のとおり分割で支払われる旨が契約に定められているが、ゴンゾは、この取引に関して、同年3月31日にMGの全額を含む金額である73,248,500円の売上を計上した。

MGに占める割合	金額	支払スケジュール
【非開示】%	【非開示】	本契約に署名したとき
【非開示】%	【非開示】	第1回の同時放送エピソード用の資材を受領時又は2017年1月3日のどちらか遅い日時。ただし、第1回同時放送エピソード用の資材が完全に引き渡されている場合には、2017年1月15日より遅くなることはない。

⁶ ゴンゾでは、作品が企画段階にあるうちに、海外のdistributorに対して作品のビデオグラム化の権利等を許諾する取引を「プリセールス取引」と呼んでいる。

⁷ ミニマムギャランティとは、権利許諾の対価として、支払が保証される額をいう。許諾された権利に係る売上が一定額以上になった場合には、追加のフィーが支払われる。

MGに占める割合	金額	支払スケジュール
【非開示】%	【非開示】	ライセンサーによる許諾地域内におけるDVD/ブルーレイの最初のリリース時。ただし、資材が2017年8月31日までに完全に引き渡された場合には、2018年3月31日より遅くなることはない。

また、ゴンゾは、平成28年3月10日付けでn社との間で、タイトル名を「作品eee」とするアニメ作品に関するProgram Distribution Agreementを締結したが、これも「作品ddd」に関する取引と同様のプリセールス取引であった。そして、MGの支払条件は以下のとおり合意されていたが、ゴンゾは、同年3月31日に、MGの全額を含む金額である83,503,290円の売上を計上した。

MGに占める割合	金額	支払スケジュール
【非開示】%	【非開示】	本契約に署名したとき
【非開示】%	【非開示】	第1回の同時放送エピソード用の資材を受領時又は2017年7月3日のどちらか遅い日時。ただし、第1回同時放送エピソード用の資材が完全に引き渡されている場合には、2017年7月15日より遅くなることはない。
【非開示】%	【非開示】	ライセンサーによる許諾地域内におけるDVD/ブルーレイの最初のリリース時。ただし、資材が2018年4月30日までに完全に引き渡された場合には、2018年11月30日より遅くなることはない。

(2) 海外ライセンス取引に関する従前の会計処理

ゴンゾは、従前から、n社を含む海外のdistributorとの間で、作品のビデオグラム化の権利等を許諾する取引（以下、「海外ライセンス取引」という。）を行ってきた。しかし、これら海外ライセンス取引においては、作品の完成後又は完成直前に、作品の内容を踏まえて、これに関する契約が締結されることが常であり、プリセールス取引のように、企画段階で海外のdistributorと契約を締結することはなかった。

また、海外ライセンス取引においても、MGは、契約締結時以降に分割で支払われることが一般的であり、DVD/ブルーレイのリリース時に残金を支払うという内容が含まれることが多かった。

ゴンゾは、海外ライセンス取引のアレンジメントをしたことに対する手数料については窓口手数料に係る売上を、製作委員会の一メンバーとして取得する分配金については投資回収売上を計上していた。

ゴンゾは、遅くとも 2014 年 3 月期までは、海外ライセンス取引については契約締結時に MG の全額について売上を計上していたが、2014 年 4 月以降は、経理業務の簡素化の観点から、海外の distributor からゴンゾに入金があり、その金員を製作委員会への出資者に分配するための計算を行う際に、窓口手数料に係る売上及び自社分の投資回収売上について売上計上する処理に変更した。

(3) ゴンゾにおける会計処理

甲氏及び乙氏の説明によれば、ゴンゾがプリセールス取引を行ったのは、n 社との「作品 ddd」に関する契約が初めてであり、「作品 eee」に関する契約が 2 回目であったとのことである。

ゴンゾは、プリセールス取引は、権利を対象とするものであって、アニメ作品の制作を受託する契約ではないことを理由として、この二つの取引については、プリセールス取引に係る契約締結日の属する月に、MG の全額について売上を一括して計上した。

(4) ミニマムギャランティの収益認識時点

我が国では、ロイヤルティに関する明確な会計基準は存在していない。そこで、収益認識の一般原則である実現主義の観点から、収益認識要件と解される「財貨の移転又は役務の提供の完了」とそれに対する「対価の成立」の二つの要件に照らして、個々の契約の実質を踏まえ、収益認識時期を決定することになる（中間報告 I 1）。

この点、プリセールス取引においては、いずれも、MG のうち【非開示】%の支払は同時放送エピソード用の資材の引渡しが条件となっており、また MG のうち【非開示】%の支払は DVD/ブルーレイ用の資材の引渡しが条件となっているから、アニメ作品の制作を完成して資材を引き渡すという財貨の移転の完了がなければ、ゴンゾは MG のうち【非開示】%を受領することができない。そして、契約締結時点においては当然資材の引き渡しがなされていないことから、同時点において、ゴンゾは、未だ契約上必要な役務の提供を完了していないと評価できる。

したがって、契約の締結時においては、「財貨の移転又は役務の提供の完了」の要件を満たさないから、この時点で MG の全額について売上高を計上するのは、妥当ではない。

3 結論

(1) ゴンゾ検出事項に係る疑義について

当委員会の調査の結果、MG は、契約締結時にこれを全額収益認識することは適切ではなく、ゴンゾが行った会計処理は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと判断する。

(2) 乙氏の関与

乙氏は、会計処理そのものについては認識があったことが明らかであるが、本件は甲氏が主導したプロジェクトであり、会計処理の方法も含めてその関与の程度は、他のゴンゾ検出事項で指摘されている会計処理に比べれば、従属的であったと認められる。

そして、乙氏が、プリセールス取引に関するゴンゾの会計処理が適切なものではなかったとの認識を有していた可能性を伺わせる事実は把握していない。

(3) 甲氏の関与

プリセールス取引は、甲氏の主導により行われたものであり、契約締結時に MG の全額を一括して売上計上する処理についても甲氏が認識していたことが認められる。

そして、甲氏は、プリセールス取引においては海外における販売権という「権利」が取引対象となっており、当該権利の許諾自体は契約締結時に完了しているから、ゴンゾ側の本質的な義務はすでに履行されており、契約締結時に MG の全額を売上計上することは適正であるし、少なくともゴンゾにおいては適正であるとの認識の下会計処理を行ったと説明している。しかしながら、プリセールス取引に係る契約において、甲氏が主張する「権利」に係る契約部分のみを分離し得たとしても、当該権利の公正価値を算定することは実務上困難であり、甲氏の主張は採用し得ない。

上記のとおり、実際に締結された契約の内容を踏まえると、ゴンゾの会計処理は適正なものとはいえないが、「権利」を対象としているように見える取引の処理という高度に専門的な事項について、会計の専門家でない甲氏がゴンゾの会計処理を適正であると信じたことについては相当な理由があると考えられるから、プリセールス取引に関する会計処理は誤謬であり、不適切であるとの認識の下に行われたものではないと認められる。

第五 その他の会計上の問題点について

ゴンゾ検出事項における指摘事項のうち、上記において検討した事項以外の項目に係る当委員会の見解は、以下のとおりである。

1 売上高／売掛金関係

(1) 分配金の収益計上基準

ア 指摘事項

ゴンゾ検出事項は、版權使用許諾及び制作委員会出資に基づく配分収入に係る収益認識について、発生基準と配分報告書到達基準が併用されているところ、実際の取引に対して、いずれの基準を適用するかについての明確な基準が存在せず、かつ、客観的根拠資料に依拠せずに会計処理が行われている状況が認められるため、恣意性が介入しない客観的な会計方針を決定し、それに従って処理すべきであると指摘する。

イ 当委員会の見解

ゴンゾ検出事項の当該指摘に係る状況が認められるところであり、当該指摘は妥当である。

したがって、ゴンゾにおいては、版權使用許諾及び制作委員会出資に基づく配分収入に係る収益計上基準につき、明確な会計方針を設け、客観的根拠資料に基づき会計処理を行うべきである。

(2) ○社に対する売上高

ア 指摘事項

ゴンゾ検出事項は、○社に対する売上高（デジタルムービーの制作案件）21 百万円につき、制作契約及び納品書等がなく、かつ、売掛金の回収が遅延しており、売上取引の实在に疑義があることから、事実に基づき、売上取引の取消しの要否、又は、貸倒引当金の計上の検討を行うべきであると指摘する。

イ 当委員会の見解

当委員会の調査の結果、○社に対する売上高に係る取引の实在性については、取引の实在性を否定する明確な根拠を得ていない。

しかしながら、回収の遅延は事実であり、当該取引に係る売上債権については、貸倒引当金の計上が必要であると考える。

2 コンテンツ著作権及びコンテンツ著作権仮勘定／仕掛品関係

(1) コンテンツ著作権・コンテンツ著作権仮勘定関係の指摘事項

ア コンテンツ著作権及びコンテンツ著作権仮勘定の評価

(ア) 指摘事項

ゴンゾ検出事項は、コンテンツ著作権及びコンテンツ著作権仮勘定の回収可能性につき、ゴンゾでは2年で償却されることを根拠に検討を実施していないことから、評価減の計上が漏れ、コンテンツ著作権等の過大計上の可能性を指摘する。

(イ) 当委員会の見解

ゴンゾ検出事項の当該指摘は妥当であり、コンテンツ著作権及びコンテンツ著作権仮勘定については、四半期毎に客観的な根拠資料に基づき、合理的な方法により回収可能性を検討するとともに、評価に関する合理的な会計方針を設けて適切に処理すべきであると判断する。

イ コンテンツ著作権及びコンテンツ著作権仮勘定の償却方法

(ア) 指摘事項

ゴンゾ検出事項は、コンテンツ著作権及びコンテンツ著作権仮勘定につき、現在ゴンゾが採用する償却方法の妥当性の根拠資料がなく、その結果、コンテンツ著作権等が過大に計上されている可能性を指摘する。

(イ) 当委員会の見解

ゴンゾ検出事項の当該指摘は妥当であり、コンテンツ著作権及びコンテンツ著作権仮勘定の償却方法については、ゴンゾにおける事業の実態を示す客観的な根拠資料に基づき検討し、適切な償却方法を採用すべきであると考える。

ウ マスターライセンスに対する支出

(ア) 指摘事項

ゴンゾ検出事項は、原作著作権のマスターライセンスに係る支出について、現金基準により支出時一括費用処理を行っている案件があることから、当該費用処理に関して、契約期間に基づく期間按分や収益の発生に応じた費用処理などの契約や取引の実態に照らし、合理的な会計方針を適用する必要があると指摘する。

(イ) 当委員会の見解

ゴンゾ検出事項の当該指摘は妥当であり、当委員会も同様の見解である。

エ コンテンツ版權及びコンテンツ版權仮勘定の表示科目

(ア) 指摘事項

ゴンゾ検出事項は、制作委員会への出資については、ADK では無形固定資産ではなく「前渡金」として計上されていることから、性質が同じものであれば、表示科目を統一すべきであると指摘する。

(イ) 当委員会の見解

ゴンゾにおいて計上するコンテンツ版權及びコンテンツ版權仮勘定は、本来は、ゴンゾが制作委員会に対して出資をするとともに、ゴンゾが制作会社としてアニメ制作を行う場合の出資額相当額に係る制作費である。この点、現状のゴンゾにおける会計処理では、売上高の見合い勘定としての性格となっていることから、当該会計処理を修正の上、前渡金とは異なる勘定科目、すなわち、コンテンツ版權又はコンテンツ版權仮勘定として表示すべきであると判断する。

(2) 仕掛品関係の指摘事項

ア 企画・開発・プリプロ段階の仕掛品について

(ア) 指摘事項

ゴンゾ検出事項は、アニメ制作に関連する支出のうち、資産性が認められ、仕掛品に計上できるのは、企画概要が確定し、制作の意思決定をした時以降の支出のみであり、当該時点以前に発生した支出に関しては、発生時に費用処理すべきであると指摘する。

(イ) 当委員会の見解

ゴンゾ検出事項の当該指摘は、ゴンゾにおけるアニメ制作の実態及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らし妥当であり、企画概要が確定し、制作の意思決定がなされる以前の費用に関しては、発生時に費用処理すべきであると判断する。

イ 制作印税に係る仕掛品

(ア) 指摘事項

ゴンゾ検出事項は、ゴンゾにおいて、すべてのタイトルで制作費総額の 5% を制作印税に係る仕掛品として計上している点につき、当該数値基準の合理性に関して確認できるデータが無かったことから、仕掛品が過大に計上されている等の指摘をする。

(イ) 当委員会の見解

ゴンゾ検出事項の当該指摘は、ゴンゾにおけるアニメ制作の実態及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らし妥当であり、制作印税に係る仕掛品として計上された仕掛品については、費用処理すべきであると判断する。他、当該事項に関連するゴンゾ検出事項における指摘事項についても、当委員会は同様の見解である。

ウ 仕掛品の評価

(ア) 指摘事項

ゴンゾ検出事項は、仕掛品の回収可能性については、毎四半期の最新の状況に基づき検討すべきであると指摘する。

(イ) 当委員会の見解

ゴンゾ検出事項の当該指摘は妥当であり、当委員会も同様の見解である。

エ 人件費及び共通経費の計上区分

(ア) 指摘事項

ゴンゾ検出事項は、接待交際費等の通常、直接制作に関係しないと考えられる費用が仕掛品（原価）に含まれていることから、人件費を含め、原価及び販管費について、原価と販管費の区分や資産計上の可否について、ADKグループの会計方針として、ゴンゾの業務内容等を勘案して合理的な方針を決定する必要があると指摘する。

(イ) 当委員会の見解

ゴンゾ検出事項の当該指摘は妥当であり、当委員会も同様の見解である。

オ 乙CF0の人件費

(ア) 指摘事項

ゴンゾ検出事項においては、乙氏の人件費が、現在の会計処理では特定の1タイトルのみに配賦され、仕掛品として計上されているが、乙氏の業務が企画・開発・プリプロ段階に紐づく場合、当該人件費は仕掛品ではなく、発生時の費用として処理されるべきであり、また、メインプロ段階以降の制作作業により発生したものである場合には、仕掛品として処理する等の発生時の処理を検討する必要があると指摘する。

(イ) 当委員会の見解

当委員会の調査の結果、乙氏に関して、特定のアニメ制作に関して、アニメ制作の過程において明確に関連する事実は認められないことから、乙氏の人件費に関しては、発生時の費用として処理すべきであると判断する。

3 連結関係

(1) 債務超過の会社

ア 指摘事項

ゴンゾ検出事項は、債務超過となっている子会社（孫会社を含む。）について、回復可能性が合理的に説明できない場合、子会社株式を備忘価額まで減損すべきあり、また、子会社が債務超過の状態である場合には、債務超過相当の引当金を計上すべきであると指摘する。

イ 当委員会の見解

ゴンゾ検出事項の当該指摘は妥当であり、当委員会も同様の見解である。

(2) e 社プロジェクト（連結の範囲）

ア 指摘事項

ゴンゾ検出事項は、ゴンゾは重要な子会社があるにもかかわらず、連結財務諸表を作成していないことから、金額的重要性及び質的重要性を勘案した上で、すべての重要な子会社を連結子会社として、連結財務諸表を作成する必要があると指摘する。

イ 当委員会の見解

ゴンゾ検出事項の当該指摘は妥当であり、当委員会も同様の見解である。

なお、当委員会の調査の結果、ゴンゾにおいては、e 社以外にも連結すべき重要な子会社が存在することが判明した。この点については、後記「第三部 その他調査で判明した問題点」の「第二 c 社との資金取引及び売上取引」を参照されたい。

第三部 その他調査で判明した問題点

第一 その他本件調査で判明した問題点等

1 その他本件調査で判明した問題点

本件調査で徴収した電子データを検討する過程において、ゴンゾ検出事項以外にも、下記の会計上の問題点があることが判明した。当委員会では、下記の会計上の問題点についてもゴンゾ検出事項と同様に重要な問題となり得ると判断したため、調査を行った。

問題点	内容
① c 社との取引について	架空売上の計上，簿外債務の存在の可能性等
② b 社との取引について	債権譲渡取引の仮装等
③ d 社との取引について	架空売上の計上等
④ ゴンゾと乙氏との資金取引について	簿外債務の存在の可能性
⑤ その他	その他疑義のある取引について

2 本件調査の制約について

上記問題点の調査においては、c 社とゴンゾにおける資金取引に係る事実解明が必要であったため、当委員会は、乙氏に対し、c 社名義の預金通帳及び会計データ等の提出並びに C 氏、b 社 D 氏及び E 氏に対するヒアリングの要請を求めたが、当該要請は、いずれも拒否された。乙氏の説明によると、①C 氏は、すでに退職をしており、円満退職でなかったことからヒアリングの要請は行えないとのことであり、②b 社 D 氏に関しては、乙氏が直接ヒアリングへの協力を要請したところこれを拒否されたとのことであり、また、c 社名義の預金通帳及び会計データ等の提出の要請についても、b 社 D 氏より拒否されたとのことであり、③E 氏に関しては、b 社 D 氏がヒアリングを拒否している以上その部下である E 氏にヒアリングを要請することすらできないとのことであった。

また、当委員会は、A 氏に対しても再度のヒアリングの要請を行ったが、乙氏より A 氏の体調不良を理由に拒否された。

したがって、以下に記載する内容は、当委員会のフォレンジック調査等で把握したメール及び関連資料等並びに会計データの分析から把握した証拠に基づく調査

結果であり、本件調査が重要な資料の不提出及び重要な関係者のヒアリング未了という制約の中で検討したものであることに留意されたい。

第二 c 社との資金取引及び売上取引

1 問題点

ゴンゾは、平成 26 年 4 月以降、c 社との間で資金調達を目的に資金取引を行っていたが、平成 28 年 3 月期の期末日である平成 28 年 3 月 31 日付けで、c 社から資金を調達した残高としての前受金勘定から制作売上高に振り替える下記の仕訳を行った。

借方		貸方		摘要
勘定科目	金額	勘定科目	金額	
前受金	83,288,299 円	制作売上	83,288,299 円	14GI 売上計上
前受金	6,663,063 円	仮受消費税	6,663,063 円	(PS054870-00)

当該売上取引に関しては、c 社との取引の性質及び会計処理の方法及び時期等に疑義があったため、調査を行った。

2 調査の結果判明した事実

当委員会の調査の結果、c 社は実質的にはゴンゾが支配する会社であり、ゴンゾは c 社を利用して、債権流動化事業を行っている p 社（以下、「p 社」という。）から資金調達を行っていたことが認められた。そして、①上記 1 の前受金勘定は、p 社から調達した資金であって売上ではないこと、②ゴンゾは p 社から調達した資金に係る支払手数料を平成 27 年 3 月期の下期以降は計上していなかったこと、③ゴンゾには簿外債務が存在する可能性があること、④ゴンゾにおいては、平成 27 年 3 月期（中間期を含む）から c 社を連結子会社として連結財務諸表を作成しなければならなかったこと、⑤ゴンゾは平成 28 年 5 月 31 日以降も c 社との間で外注加工費としての実態のない入出金取引を行っていることが認められた。以下、詳述する。

(1) c 社の概要

ア 商号

c 社の現在の商号は、「c 社」であるが、平成 22 年 8 月 11 日の変更登記により「q 社」から商号変更を行っている（変更日：平成 22 年 8 月 10 日）。

イ 株式及び資本金の額

c 社の発行可能株式の総数は 24 株であり，発行済株式の総数は 6 株であり，また，資本金の額は 300 千円である（平成 28 年 10 月 5 日時点）。

ウ 代表者

c 社の取締役の状況は，以下のとおりである。

登記日	変更日	取締役
—	平成 20 年 6 月時点	代表取締役 G
平成 26 年 8 月 7 日	平成 26 年 5 月 30 日	代表取締役 A
平成 28 年 10 月 7 日	平成 27 年 7 月 8 日	代表取締役 E

平成 26 年 5 月 30 日（変更日）まで c 社の代表取締役であった G 氏は，r 社の代表取締役副社長である。G 氏が代表取締役であった当時の c 社の業務は，r 社が受託し（平成 22 年 9 月 3 日付け「事務委託契約」），役員派遣業務に関しては r 社が行い，その他の業務はゴンゾに再委託していた（平成 22 年 9 月 3 日付け「事務再委託契約書」）。

平成 26 年 5 月 30 日（変更日）から c 社の代表取締役となった A 氏は，ゴンゾ財務経理部所属の従業員であり，乙氏の部下である。

その後，平成 28 年 10 月 7 日（登記日）に，1 年以上前に遡る平成 27 年 7 月 8 日付けで c 社の代表取締役となった E 氏は，乙氏によれば，b 社の従業員である。

なお，E 氏は，ゴンゾにおいて，ゴンゾの社員の肩書で対外的に仕事をしている状況がメール等から認められる（後記「第三 b 社との取引について」参照）。

エ 本店所在地

c 社の本店所在地の状況は，以下のとおりである。

登記日	変更日	所在地
—	平成 20 年 6 月時点	【非開示】
平成 26 年 8 月 8 日	平成 26 年 6 月 1 日	東京都杉並区上荻一丁目 10 番 6 号
平成 28 年 10 月 7 日	平成 27 年 7 月 8 日	【非開示】

平成 26 年 8 月 8 日に変更登記を行った「東京都杉並区上荻一丁目 10 番 6 号」は，ゴンゾの有価証券報告書において「最寄りの連絡場所」として記載の所在地である。

平成 28 年 10 月 7 日に変更登記を行った「【非開示】」は、b 社の登記簿に記載されている b 社 D 氏の住所と同一である。

オ 事業の目的

c 社の事業の目的は、以下のとおり変遷している。

登記日	目的
平成 22 年 8 月 10 日以前	①投資業、②金銭債権の売買事業、③貸金業、④法人設立業務の請負、⑤取締役等の派遣、⑥その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業
平成 22 年 8 月 11 日	①投資業、②金銭債権の売買事業、③貸金業、④法人設立業務の請負、⑤取締役等の派遣、⑥ <u>テレビ、映画、ビデオ、コンピュータソフト等のアニメーション作品の企画、制作、販売及び輸出入</u> 、⑦著作権の取得、使用許諾、管理、販売及び商品化権の取得、使用許諾、管理、販売、⑧その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業
平成 28 年 10 月 5 日	①投資業、②金銭債権の売買事業、③貸金業、④法人設立業務の請負、⑤取締役等の派遣、⑥テレビ、映画、ビデオ、コンピュータソフト等のアニメーション作品の企画、制作、販売及び輸出入、⑦著作権の取得、使用許諾、管理、販売及び商品化権の取得、使用許諾、管理、販売、⑧インターネットを利用したゲームの企画、開発、配信及び運営、⑨ゲームソフトウェアの企画、開発、デザイン、翻訳、販売及び輸出入、⑩情報処理サービス業並びに情報提供サービス業、⑪キャラクターの企画・制作・販売、⑫インターネットを利用した通信販売、⑬その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(注：下線部分は変更内容)

カ c 社の実態の変遷

c 社は、平成 22 年頃より、ゴンゾが劇場用アニメーション作品「作品 fff」の制作等に係るスキームにおいて利用し始めた会社であり、r 社が株式を保有する株式会社であった。

実際、c 社は、平成 22 年 9 月 3 日付けで、s 社との間で、作品 fff の制作等を目的として匿名組合契約書を締結している。

しかしながら、平成 26 年 3 月頃には、s 社の運営会社である t 社代表取締役 H 氏（以下、「t 社 H 氏」という。）が、ゴンゾとの間で、作品 fff に関して当初の作品完成予定である平成 23 年 4 月末からすでに 2 年が経過しており、平成 22 年 9 月 3 日付け「保証書」に係る債務不履行の状態であるとして、当該保証書に記載の s 社の一切の地位をゴンゾに 100,000 千円で譲渡する交渉を行っていた

（メール資料 4 「平成 26 年 3 月 18 日 17 時 28 分に乙氏が H 氏に送信した件名「Re: 作品 fff 案件の契約ドラフト送付の件」のメール」）状況であった。

その後、翌月の同年 4 月 24 日に、乙氏が A 氏に転送したメールに、r 社の J 氏（以下、「r 社 J 氏」という。）が、乙氏に対して「今回いただいたお話としては、御社が保有する売掛債権に譲渡担保登記をつけるというものと理解しております。1 つ理解できていないところとして、御社のお名前が出ないよう、c 社を御社の子会社にして、そこに債権を譲渡？してそのうえで債権に登記を設定するのでしょうか？今月中の実行ということで、ご迷惑がかからないよう、進めてまいりたいと存じます。」と質問をしていることが記載されていることから窺われる（メール資料 5 「平成 26 年 4 月 24 日 16 時 29 分に乙氏が A 氏に送信した件名「Fwd: c 社様ご請求の件」のメール」）。

また、同メールにおいては、r 社 J 氏より「また、弊社が出資している株式会社（注：c 社と思料される）の資本金 30 万と一般社団法人（注：社団法人 u と思料される）の基金 300 万の回収につきましては、一般社団法人のほうが期中支払いを立替にしているということで、純資産が約 260 万円ほどあると伺いました。それであれば、立替金の回収性はともかく、時価 260 万円で一般社団法人の基金を弊社（注：r 社と思料される）と御社（注：ゴンゾと思料される）で行うことが可能となり、先日申し上げた、割返しという方法での回収を減らすことが可能となります（基金 300 万と 260 万その差額 40 万と株式会社の資本金 30 万の回収につきましては、割返しとなります）」との記載があり、社団法人 u の基金につき、r 社がゴンゾより回収することが窺われる内容となっている。「u」とは、社団法人 u 社を意味し、当時の代表者は r 社代表取締役の K 氏であった。

なお、当該資金の振り込みに関しては、平成 27 年 1 月 30 日付け「基金の返還社団法人 u に係る債権譲渡契約書」に基づき、平成 27 年 1 月 30 日に r 社に対して振込 3,324,000 円の振込を行い、ゴンゾでは当該支払いに係る会計処理として、3,000,000 円を「投資有価証券」、300,000 円を「支払手数料」、24,000 円を「仮払消費税」とした。この結果、社団法人 u については、投資有価証券として平成 28 年 3 月期末時点まで資産計上されているが、c 社株式の取得については、支払手数料として会計処理されたことからゴンゾでは簿外資産となることとなった。

そして、平成 26 年 4 月 25 日に A 氏が p 社 I 氏に対して債権譲渡契約書のドラフトをメールに添付して送信し、その後、p 社 I 氏から乙氏及び A 氏に対して「今

回は実行金額¥32,400,000－手数料(3%:972,000円)＝送金金額¥31,428,000」との連絡があったことから、平成26年4月から、p社からの資金調達が始まったと認められる（メール資料6「平成26年4月25日17時20分に乙氏がp社I氏に送信した件名「Re：契約書の件」のメール」）。

なお、乙氏の説明によれば、ゴンゾの会計監査人であるa監査法人のL氏（以下、「a監査法人L氏」という。）の紹介によりp社との取引が始まったとのことである。

さらに、上記のとおり、平成26年8月8日に、平成26年5月30日を変更日として社団法人uの代表理事をA氏とする変更登記が行われた。

以上のとおり、遅くとも平成26年3月頃には、作品fffの製作が頓挫し、それと前後して、乙氏は、c社を、ゴンゾの保有する債権をc社に譲渡し、これを担保とする名目でp社からゴンゾの運転資金等を調達するための会社とするための交渉及び手続を行っている。よって、この頃には、c社はゴンゾの取締役である乙氏の実質的な管理下にあったことが認められる。また、実際に平成26年4月よりゴンゾはc社を経由してp社から資金調達を行っていることから、c社及びその親法人である社団法人u及びc社は、遅くとも平成26年4月からは、ゴンゾの実質的な支配下にあったものと認められる。

なお、乙氏は、ゴンゾがp社から資金を調達することにしたのは、当時「ここ1～2年で、その前までは私が個人でかき集めてやったり、知り合いから借りて回していたので。それも個人的にはかなり負担になっていたのがあったので、そういう話があって（p社に）切替えられたらと思った」ためと説明している。

キ c社の株主の変遷

社団法人uは、c社の株式を平成22年9月1日にr社から1円で取得した法人である（平成22年9月1日付け「株式譲渡契約書」）。

そして、上記のとおり、ゴンゾは、平成27年1月30日に社団法人uの基金相当額3,000,000円をr社に支払い、投資有価証券として資産計上しており、この時点からゴンゾが社団法人uの親会社であると認められる。この点、r社からは平成26年7月末を目途に当該支払いを求めていたが（メール資料7「平成26年6月19日15時25分M氏がr社J氏に送信した件名「RE: c社様 今後の作業について」のメール」）、ゴンゾが支払っていなかったため、r社からの再度の督促で、平成27年1月の支払いになったことが認められる。

なお、ゴンゾにおいては、平成28年9月30日に、投資有価証券（社団法人u）について減損処理を行っており、「投資有価証券評価損」として損失計上している。

また、ゴンゾは、c 社株式については、r 社に対して、社団法人 u の基金相当額の支払いと同時に、r 社の c 社に対する資本金相当額 300,000 円を支払っているが、当該支出に関しては支払手数料として費用計上しており、実質的に c 社株式が簿外資産となっている。

しかしながら、c 社の親法人が社団法人 u であることには変わりはないため、形式的にも遅くとも平成 27 年 1 月 30 日からは、社団法人 u を 100% 支配するゴンゾが c 社の親会社であったと認められる。

以上のことから、c 社は、平成 26 年 4 月の時点では、乙氏が実質的に管理し、また、ゴンゾの資金調達を行う会社となっている。さらに、平成 27 年 1 月 30 日には、社団法人 u 及び c 社の株式等を r 社より取得していたことが認められる。

したがって、平成 26 年 4 月以降は、c 社はゴンゾの子会社であり、遅くとも平成 27 年 3 月期からはゴンゾの連結対象となり得る子会社であったと認められる。

(2) ゴンゾによる c 社の管理状況

上記のとおり、平成 26 年 4 月以降は、c 社はゴンゾの実質的な支配下にあった。そのため、以下のとおり、c 社の管理も、乙氏の部下である C 氏及び A 氏らが行っていた。

ア 経理関連業務

c 社の経理業務（仕訳入力、月次試算表の作成等の経理業務及び確定申告書の作成等）は、C 氏が行っており、上司である乙氏に対して都度報告していた状況が認められる。

c 社の経理をゴンゾで行うようになった時期については、平成 23 年 3 月 14 日に C 氏が r 社の N 氏（以下、「r 社 N 氏」という。）に対して「c 社と社団法人 u の昨年（平成 22 年）の元帳をいただけませんか？」と依頼し（メール資料 8「平成 23 年 3 月 14 日 11 時 7 分に C 氏が r 社 N 氏に送信した件名「RE: TK 会計の件」のメール」）、これに対して、同日、r 社 N 氏から C 氏に対して c 社の平成 21 年度の元帳データを添付したメールを送信した事実が確認できることから、この頃から、c 社の経理をゴンゾで行うようになったものと思料される。

そして、C 氏は、以下のとおり、自らが作成した c 社の合計残高試算表等を乙氏にメールにて送信していることから、c 社の状況については、乙氏も把握していたものと思料される。

送信年月日	添付資料
平成 23 年 11 月 10 日	平成 23 年 9 月度合計残高試算表
平成 24 年 12 月 7 日	平成 24 年 9 月度合計残高試算表
平成 25 年 9 月 3 日	平成 25 年 6 月度合計残高試算表
平成 25 年 12 月 20 日	平成 25 年 9 月度合計残高試算表
平成 26 年 3 月 25 日	c 社確定申告書（平成 23 年 2 月期，平成 24 年 2 月期，平成 25 年 2 月期） 社団法人 u 確定申告書（平成 23 年 2 月期，平成 24 年 2 月期，平成 25 年 2 月期）
平成 27 年 1 月 15 日	rr 銀行 ss 支店口座入出金明細，c 社と社団法人 u の合計残高試算表（平成 27 年 1 月 15 日時点）
平成 28 年 3 月 7 日	平成 27 年 2 月期合計残高試算表

イ 入出金業務

後記「(3) c 社との資金取引の内容」の「ウ 調達資金に係る手続について」のとおり，C 氏が c 社名義の普通預金通帳，銀行カード，銀行印等を保管していたこと，及び c 社の銀行預金に係る入出金業務は乙氏の指示に基づき C 氏が行っていたことが認められる。

(3) c 社との資金取引の内容

ゴンゾが，自己が保有する債権を c 社に譲渡し，かつ，c 社が p 社に同債権を担保目的で譲渡した外観が存在するが，その実態は，以下のとおり，ゴンゾによる c 社を経由した p 社からの資金調達であったことが認められる。

ア ゴンゾと c 社との資金取引

ゴンゾにおける c 社との資金取引の概要は，資料 1「c 社との資金取引の概要」のとおりである。

ゴンゾは，c 社から，平成 26 年 4 月 30 日に 31,400,000 円を仮受金として受け入れ，その後，ゴンゾの会計処理としては，合計 44 回の資金の受入れを行い，総額 1,810,135,684 円の資金調達を行った。

イ 債権譲渡契約の締結

以下の事実から，c 社は，p 社との間で，包括債権譲渡契約書を締結していたものと認められる。

すなわち，c 社が p 社から資金調達を行う際に p 社に対して差し入れる「前払申入書」と題する書面（以下，「前払申入書」という。）には，c 社は，平成 26

年4月28日付けでp社との間で「包括債権譲渡契約書」を締結していることが記載されている。

また、c社は、平成26年4月28日に譲受人を「v社」、登記原因を「売買」とする債権譲渡登記を行い、さらに、同年8月1日には、譲受人を「w社」、登記原因を「売買」とする債権譲渡登記を行っている。後記コに記載のとおり、当該登記は本件調査期間中である平成28年12月19日時点においても抹消されずに現存することが確認されている。

なお、このv社及びw社は、いずれもp社が運営する合同会社である（資料2「平成28年6月7日付けの証券取引等監視委員会からx社に対する検査結果に基づく勧告」）。

ウ 資金調達に係る手続について

c社は、p社から資金を調達するに際しては、v社又はw社に対して事前に前払申入書を差し入れていたことが認められる。

当委員会が把握している前払申入書は、資料3「前払申入書一覧」のとおりであり、把握されたものの中には、平成28年4月以後同年10月までのものも存在する。

そして、以下の事実から、これら調達手続は、本調査において確認できた範囲だけでも平成26年4月から平成28年10月までの間、乙氏が自ら、又は乙氏の指示の下A氏が行っていたことが認められる。

- c社によるp社からの資金調達に関しては、ゴンゾがp社に対して、その証憑書類として、ゴンゾの得意先を相手方とする「請求書」の写しを送付していた状況が認められるところ、この請求書は、A氏が送付していた。なお、「請求書」は、ゴンゾではなくc社が債権者として記載されているが、内容虚偽の請求書の可能性が高い（メール資料9「平成28年2月2日15時50分にA氏がp社I氏に対して送信した件名「c社請求書1月分（8,100,000円（税込）」のメールに添付の資料」）。
- 乙氏又は乙氏の指示に基づきA氏が、p社のI氏（以下、「p社I氏」）又はp社代表取締役のO氏（以下、「p社O氏」という。）に対して、資金調達の交渉を行っていた（メール資料10「関連メール一式」）。なおp社の担当者は、当初はp社I氏であったが、その後、遅くとも平成28年3月より、p社O氏に変更された。
- p社よりc社に対して送金がなされる際には、p社I氏より乙氏又はA氏に対して、譲渡する債権の債務者や金額がメールで連絡されていた（メール資料10）。

エ 調達資金の c 社における管理状況

p 社から調達した資金は、c 社名義の預金口座に振り込まれるが、この c 社名義の預金口座に係る入出金業務は、以下のとおり、C 氏が行っていたことが認められる。

C 氏は、c 社が p 社より調達した資金を、乙氏の指示に基づき、ゴンゾ名義の預金口座へ振込等の処理を行っていた（メール資料 11「C 氏関係メール」）。

また、p 社への返済に関しては、ゴンゾ名義の預金口座から v 社又は w 社に対して直接送金を行い返済していたが、その際、振込人の名義は、ゴンゾではなく、p 社に譲渡したとする債務に係る債務者（ゴンゾの得意先）の名義で送金していた（資料 4「tt 銀行 e-ビジネスサイト 振込・振替 依頼一覧」、メール資料 12「平成 28 年 1 月 14 日 11 時 16 分に C 氏が p 社 C 氏に送信したメール」）。

また、C 氏は、乙氏に対して、c 社の預金口座の残高及び入出金関係について、以下のとおり、メールで報告していた（メール資料 11）。

なお、「」が付されている箇所は、メールの記載内容を転記したものである。

メール送信日付	内容
平成 26 年 5 月 30 日	c 社の残高が 51,756,351 円であることの報告。
平成 26 年 7 月 29 日	「明日 c 社に入金したものをゴンゾに資金移動する件です。明日、総合振込で承認するのがたくさんあります。資金が前日にあると総合振込が支払われてしまいます。明日、入金する口座を【非開示】にしたほうがいいと思います。」
平成 26 年 7 月 30 日	「c 社から、ゴンゾ【非開示】口座に資金移動いたしました。残高は、49,331,710 円です。」
平成 27 年 1 月 30 日	c 社の銀行預金残高を報告。
平成 27 年 3 月 9 日	「c 社の申告書を作成しようと思ったのですがわからないところがあります。p 社から c 社に入金があり、ゴンゾへ資金移動します。その際、多少 c 社に残して資金移動しているのので 2 月末現在 24,657 円の仮受残高があります。これもいつかはゴンゾへ資金移動するものだと考え仮受金／未払金ゴンゾで仕訳を入れています。ゴンゾ側では立替金／仮受金（それぞれの勘定を加算しています）この処理でよろしいでしょうか？ご確認頂き、ご指示くださいますようよろしくお願いいたします。」
平成 27 年 4 月 28 日	「c 社の入出金明細です。ご確認くださいますようよろしくお願いいたします。」（c 社の預金口座（銀行名不明【非開示】支店普通【非開示】）の平成 27 年 3 月 30 日から同年 4 月 28

メール送信日付	内容
	日までのもの) なお、当該入出金明細に関して、ゴンゾにおける普通預金に係る入出金取引と突合した結果、ゴンゾにおいて会計処理がなされていない入出金が認められた。
平成 27 年 7 月 30 日	「c 社口座に 38,000,000 円の入金があります。ご確認の上、ご指示くださいますようよろしくお願いいたします。」
平成 27 年 11 月 4 日	「c 社に 20,092,500 円の入金がありました。20,090,000 円引き出して、ゴンゾに移動いたします。」
平成 28 年 3 月 7 日	「c 社の合計残高試算表を送ります。」 なお、送付した合計残高試算表は、c 社の平成 27 年 2 月期のものであった。
平成 28 年 6 月 13 日	「c 社より v 社へ 20,000,000 円の振込を銀行で手続きしてきました。」
平成 28 年 7 月 4 日	「c 社から 2 件送金、ゴンゾへ資金移動 ゴンゾから y 銀行へ資金移動 全て終了いたしました。c 社からゴンゾへの資金移動は 10,290,000 円です。ご確認くださいませようよろしくお願いいたします。」

この点、特筆すべき事項として、平成 28 年 4 月 20 日に、C 氏は、乙氏に対して、「残確で c 社があります。無かったことにして！といわれて会計データがありません。3 月末はわかりません。印鑑も置くに（注：「奥に」の誤字と史料される）直していますが、そのまま押捺して提出してよろしいでしょうか」（メール資料 13「平成 28 年 4 月 20 日 15 時 25 分に C 氏が乙氏に送信した件名「c 社のメール」）と伝えている。

このメールの内容に関しての詳細は不明であるが、p 社の会計監査人から c 社に対して残高確認状が発送され、当該残高確認状を C 氏が受け取ったところ、当該メールの送信時点以前に、C 氏が乙氏から c 社の存在を「無かったことにして！」と指示されていたため、ゴンゾで使用している会計ソフトである勘定奉行上の c 社に係る会計データを消去したことから、「会計データがありません」と伝えていた可能性が史料される。

なお、乙氏は、会計データを消去したことについては、当初は「c 社の会計データが勘定奉行に残っていると、(ADK によるゴンゾ株式取得の際の) DD でややこしいことになるので」と説明し、その後は「きっかけというのはない」「(平成 28 年 3 月末で) 我々が経理業務をやっていたというのを実際にやらないような

形にしようと思ったので、消した」と述べていたが、最終的には、b 社 D 氏に対しては c 社の会計データは引き継いだので今はない旨説明する。

オ c 社からゴンゾへの資金移動

p 社から c 社名義の預金口座に振り込まれた資金は、ゴンゾ名義の預金口座等に移動されていたことが認められる。

すなわち、平成 27 年 2 月期の c 社の試算表（資料 5）によれば、c 社の平成 27 年 2 月期の普通預金勘定の借方金額合計は 1,118,537,174 円であり、貸方金額合計は 1,118,833,972 円であり、同決算期において、c 社は、1,118,537,174 円の現金を受け入れ、これとほぼ同額の 1,118,833,972 円を出金したことが認められる。この金額は、ゴンゾが「仮受金」として受け入れ、会計帳簿の摘要欄に「c 社」と記載した金額の合計額 1,118,509,000 円とほぼ一致する。

そして、資料 1 に記載のとおり、ゴンゾの会計帳簿の摘要欄に「c 社」と記載されている資金の入金に関しては、ゴンゾの預金通帳の「お取引内容」欄には、「預入れ（【非開示】）」と記載されているところ、これは、z 銀行 aa 支店（支店番号：【非開示】）の窓口において入金処理がされたことを意味する。そして、上記メール資料 11 の内容を踏まえれば、C 氏が、c 社名義の銀行預金通帳又は銀行カード、及び、ゴンゾ名義の銀行預金通帳又は銀行カードを z 銀行 aa 支店の窓口において提示し、C 氏名義の預金口座から出金した資金をゴンゾ名義の預金口座に入金したと思料される。

また、C 氏は、乙氏の指示に基づき、平成 28 年 4 月以降も、C 社を利用した資金調達のための資金移動を行っていたことが認められる。すなわち、ゴンゾの会計処理上は、平成 28 年 6 月 13 日付けで、ゴンゾが「作品 nnn 制作費」として 20,000,000 円を出金したとの処理がされている。しかし、ゴンゾの預金通帳には、同日付けの 20,000,000 円の振込先は「振込 ㌾ c 社」と記載されており、また、C 氏はこの日、乙氏にメールで「c 社より v 社へ 20,000,000 円の振込を銀行で手続きしてきました。」と送信している。このことから、C 氏が、乙氏の指示に基づき、ゴンゾから 20,000,000 円を c 社名義の預金口座に移動した上で、さらに c 社名義の預金口座から v 社へ資金移動を行い、かつ、ゴンゾの会計帳簿においてはこの事実を隠ぺいするために、事実とは異なる会計処理を行っていたことが認められる。

また、同様に、ゴンゾの会計帳簿においては、平成 28 年 7 月 4 日付けで、総勘定元帳の摘要欄には「作品 nnn 制作費」、勘定科目には「外注加工費（原）」と記した上で、10,290,000 円の入金を受け入れたとの処理がされている。しかし、C 氏は、同日、乙氏にメールで「c 社からゴンゾへの資金移動は 10,290,000 円です。ご確認くださいませようよろしくお願いいたします。」と送信している。か

かる事実からは、C氏が、乙氏の指示に基づき、c社名義の預金口座から10,290,000円をゴンゾ名義の預金口座に移動した上で、この事実を隠ぺいするために、事実とは異なる会計処理を行っていたことが認められる。

カ ゴンゾにおける債権譲渡名目資金の返済（出金）

ゴンゾは、c社を経由してp社から調達した資金を、c社を経由して、又は直接に、p社へ返済していたことが認められる。

すなわち、資料1のとおり、ゴンゾは、平成28年3月まで、摘要欄に「c社」と記載した多額の出金を行っている。しかしながら、これに該当するゴンゾ名義の銀行預金通帳を確認すると、通帳の「お取引内容」欄には、「振込v社」、「振込w社」、又は「引出し（【非開示】）」と記載されている。

よって、通帳に「振込v社」、「振込w社」との記載がある出金は、ゴンゾが直接、p社へ返済していたことが認められる。このような送金は、インターネットバンキングを利用して行われていたが、この際、振込人名義は、ゴンゾではなく、前払申入書に「第三債務者」として記載されている者（すなわち、ゴンゾの得意先）となっていた（資料4）。

また、通帳に「引出し（【非開示】）」との記載がある出金についても、かかる記載は、z銀行aa支店の窓口にて、預金通帳又は預金カードを提示して預金の引き出し処理を行った場合に記されるものであるところ、ゴンゾの会計帳簿上、平成28年1月14日に「引出し（【非開示】）」との記載がある46,332,000円については、C氏が、同日に同額を、bb社を送金人の名義として、v社に送金している事実が認められる（メール資料12）。したがって、他の「引出し（【非開示】）」との記載がある出金についても、C氏が同様の処理を行っていた可能性が高い。

キ 調達資金の使途及び返済原資

ゴンゾとc社の間で資金移動が行われた日におけるゴンゾの入金及び出金の明細は、資料6のとおりである。

これをみると、ゴンゾにおいては、当初は、c社から調達した資金は、外注費等の運転資金に係る支払いに充てられていたが、その後、c社への返済や、乙氏への支払いにも充てられるようになったこと、乙氏から入金された資金をもって、c社への支払いが行われることもあったことが認められる。

乙氏が、従来から、ゴンゾの資金繰りのために外部の第三者等から資金を調達して、ゴンゾの運転資金に充てていた（後記「第五 ゴンゾと乙氏及び甲氏との資金取引について」参照）ことも踏まえると、平成26年半ば頃においては、ゴンゾは、調達した資金の返済のためにさらに資金調達を余儀なくされる状況であったことが認められる。

ク 資金繰り表について

乙氏は、ゴンゾの資金繰りを管理する目的で資金繰り表を作成していたが、これには、p 社から調達した資金の額とその返済時期をまとめた表も含まれていた（資料 7）⁸。また、当該資金繰り表の「財務活動」の欄には、「p 社」「乙」「d 社」「cc 社」との記載もあった。

以上より、乙氏が、c 社を経由した p 社からの資金調達の状況を把握し、管理していたことは明らかである。

なお、乙氏は、平成 26 年 11 月には、a 監査法人 B 氏に対し、c 社との資金取引の状況について、この資金繰り表を用いて説明しており、p 社からの資金調達取引に係る手数料相当分として、支払手数料 21 百万円が発生する旨を説明している（メール資料 14「平成 26 年 11 月 28 日 18 時 22 分に乙氏が a 監査法人 B 氏に対して送信した件名「Re：再資料依頼及び質問依頼送付の件」のメール」）。この支払手数料に関し、ゴンゾは、平成 26 年 9 月期（中間）においては費用計上しているが、それ以降の期（中間を含む）においては、帳簿上認識していない。

ケ 債権譲渡登記について

c 社は、以下の債権譲渡登記を行っている。

登記の目的	債権譲渡登記	債権譲渡登記
譲渡人		
本店等	【非開示】	東京都杉並区上荻一丁目 10 番 6 号
商号等	c 社	c 社
譲受人		
本店等	【非開示】	【非開示】
商号等	v 社	w 社
登記原因日付	平成 26 年 4 月 28 日	平成 26 年 8 月 1 日
登記原因	売買	売買

⁸ 乙氏は、遅くとも平成 26 年 8 月から「資金繰り 2014 0827-②」（日付部分は毎月作成日の日付に変わる）を作成し、当該ファイルの末尾のシートに、p 社から調達した資金とその返済時期をまとめた表を作成していた。ただし、平成 27 年 9 月以降は、当委員会が確認できた平成 28 年 10 月作成の資金繰り表まで、更新されていないが、唯一、平成 28 年 4 月 20 日に作成された資金繰り表のファイルの当該シートの金額は、更新されていた。

登記の存続期間 の満了年月日	平成 31 年 4 月 30 日	平成 31 年 12 月 31 日
登記番号	【非開示】	【非開示】
登記年月日時	平成 26 年 5 月 29 日 10 時 47 分	平成 26 年 8 月 28 日 13 時 31 分
登記確認日	平成 28 年 12 月 16 日現在	平成 28 年 12 月 19 日現在

なお、平成 28 年 4 月 6 日 13 時 46 分に乙氏の依頼により A 氏がゴンゾ P 氏に対して「口頭でお願いした乙さん依頼の件で、c 社に債権担保の登記がされているか最優先の確認の上で、可能であれば、本日、抹消登録の手続きをお願いします。ただし、抹消登録の手続きで必要な情報がなくて、処理できなければ、その内容を、報告してください。内容により、A 又は、乙さんがフォローします。」との内容のメールを送信している（メール資料 15「平成 28 年 4 月 6 日 20 時 17 分に P 氏が乙氏、C 氏及び A 氏に送信した件名「RE : FW : 【大至急】 c 社の債券担保登記抹消手続き依頼」のメール」）。

しかしながら、上記のとおり、現在も債権譲渡登記は現存しており、その間の経緯は不明であるが、①登記上ではゴンゾの名前が出てこないのも、c 社を譲渡人とする債権譲渡を隠す必要は無いと判断したか、②抹消登記をしたとしても、閉鎖登記として残るので意味がないと判断したか、③p 社から登記を抹消することについて承諾を得られなかった等の理由から、結局のところ、抹消登記を行わなかった可能性が思料されるところである。

コ 立替金の支払状況及び立替金の顛末について

ゴンゾでは、平成 26 年 7 月より p 社に対して、p 社からの資金調達取引に係る手数料につき、ゴンゾで立替金 108,000 円（消費税込）を支払っており、平成 27 年 3 月期に総額 1,080,000 円、平成 28 年 3 月期に総額 1,296,000 円となっていた。

当該立替金残高については、平成 27 年 3 月期は全額を期末時点で「その他特別損失（事業整理損）」として損失処理し、平成 28 年 3 月期は全額を翌期の平成 28 年 6 月 30 日付けで「外注加工費（原）」として費用処理していたことが判明した。

なお、ゴンゾは、平成 28 年 4 月以降においても同年 5 月 31 日に 2 か月分として思料される 216,000 円を支払い、これを「外注加工費（原）」として費用処理していた。

(4) c 社との資金取引に係る会計処理の概要

以下、ゴンゾと c 社との資金取引に係る各期（中間期を含む）の会計処理の概要について説明する。

ア 平成 26 年 9 月中間期

平成 26 年 9 月中間期末では、ゴンゾは、①仮払金として会計処理を行ったゴンゾの v 社及び w 社への送金額 333,119,670 円と、②c 社からゴンゾへの入金額と、ゴンゾが v 社及び w 社等へ送金した額の差額としての仮受金残高 545,838,000 円につき、③相殺処理した後の残高 212,718,330 円（③＝②－①）及び④c 社からの資金調達に係る手数料相当額 21,456,737 円の合計額である 234,175,067 円（＝③＋④）を預り金として計上した。これは、本来は、借入金として表示すべきものである。

なお、平成 26 年 11 月 13 日には、C 氏が「仮受金（その他）と仮払金（その他）を送ります。金額が過大です。相殺、科目変更等があるのでしょうか ご確認の上、ご指示くださいますようよろしくお願いいたします。」とメールで質問したところ、同日、乙氏が「また、仮払金（v 社、w 社の合計金額）と仮払金（c 社）を相殺し、差額を前受金（c 社）としてもらえますか。よろしくお願いいたします。」と回答している（メール資料 16「平成 26 年 11 月 13 日 14 時 42 分に乙氏が C 氏に送信した件名「Re：仮受・仮払」のメール」）。

ゴンゾの最終的な会計処理では、上記メールの指示通りの前受金ではなく、預り金として計上されているが、c 社関係の会計処理につき、C 氏が乙氏に確認をし、乙氏が C 氏に指示を行っている状況が認められる。

また、上記のとおり、乙氏は、a 監査法人 B 氏と c 社に対する支払手数料についてメールでやり取りをしており、この時点では、a 監査法人と c 社に関する一定の情報を共有していたことが認められる（メール資料 14）。

なお、平成 26 年 9 月中間期末時点では、c 社からの資金調達に係る手数料相当額を支払手数料として計上していたが、その後は、支払手数料の計上は行われていない。

イ 平成 27 年 3 月期

平成 27 年 3 月期においては、平成 26 年 10 月 1 日付けで、平成 26 年 9 月中間期において c 社からの預り金として計上した 234,175,067 円を、仮受金勘定に振り替えている。

その後、平成 27 年 3 月期の下期における c 社との資金取引は仮受金勘定で処理し、平成 27 年 3 月期末において、c 社に対する仮受金残高 84,844,678 円のう

ち、仮受金勘定に 300 円を残して、84,844,378 円を前受金勘定に振り替えている。この 300 円を残して振替処理を行った理由は、不明である。

ウ 平成 27 年 9 月中間期

平成 27 年 9 月中間期においては、当該中間期における c 社との資金取引を仮受金勘定で処理した。

平成 27 年 9 月中間期末の仮受金(c 社)残高は 16,698,984 円であったところ、平成 27 年 9 月 30 日に前期末の前受金(c 社)残高 84,844,378 円を仮受金勘定に振替処理し、前記残高との合計 101,543,362 円を改めて前受金勘定に振替処理した。

エ 平成 28 年 3 月期

平成 28 年 3 月期においては、当該下期における c 社との資金取引を仮受金勘定で処理し、その結果、平成 28 年 3 月期末の仮受金(c 社)残高は、マイナス 9,486,000 円と赤残になっていた。

そして、平成 28 年 3 月 31 日付けにて、平成 27 年 9 月中間期に前受金勘定に振り替えた 101,543,362 円のうち、83,288,299 円を制作売上高に振替処理し、売上高を計上した。併せて、当該売上高に係る仮受消費税として、6,663,063 円を前受金勘定から仮受消費税勘定に振り替えており、その結果残った前受金(c 社)残高 11,592,000 円については、仮受金勘定に振替処理がなされ、仮受金勘定の赤残が消され、c 社に対する仮受金残高は、2,106,000 円となった。しかし、平成 28 年 3 月期末の仮受金勘定の明細には c 社に対する仮受金残高は計上されていない。

この点、平成 28 年 3 月期末の仮受金勘定の内訳のうち、bb 社に係る仮受金残高がマイナス 2,160,000 円となっていたことから、このマイナス残高について c 社の仮受金残高をもって、仮受金勘定内での相殺をしたものと思料される。

(5) c 社に関する乙氏の説明の検討

ア 平成 28 年 3 月期における c 社に対する制作売上高に関する説明

c 社に対する制作売上高の計上について、乙氏は、「2 年前ころからの CG の制作、ホームページの制作とか」、あるいは、CG 制作を受注して「沖縄ゴンゾを使ったりとか」と供述しているが、その時期や内容についての説明は曖昧であり、契約書及び請求書等の具体的な証憑書類の提出を求めたが、そのようなものは特にないとのことであった。

また、当委員会からの、ゴンゾと c 社の間で資金のやり取りがたくさんあるが、どの分がファクタリングによるものか、どの分が仕事の関係によるものなのかは

わかるかとの質問に対し、乙氏は、「それはわからない。最終的に 8000 万円のとこで、残っている部分で今までの仕事の分ということで合意しています。ですので、我々はもう返さない。」と述べ、当該売上高についての「14GI (ジーアイ)」という総勘定元帳の記載についても、「14GI は、パチンコ関係のコードである。この売上には、14GI とあるが、それは特には意味がない」と述べ、不自然不合理な説明に終始した。

イ c 社の実質的支配についての説明

乙氏は、c 社の持分は、作品 fff の製作が頓挫した平成 26 年頃に b 社 D 氏に売却したものであり、それ以降は、c 社は b 社 D 氏の会社であると説明する。しかしながら、以下のとおり、乙氏の説明は、客観的な事実と明らかに矛盾しており、事実と異なるものであると認められる。

(ア) D 氏への売却の状況

平成 28 年 4 月 25 日、乙氏は、a 監査法人 B 氏との間で、c 社に関してメールをやり取りしている。このやり取りの中で、a 監査法人 B 氏からの「先週からお話している c 社に関連して、dd 社ごと D さんに売却する予定だったかと思います。例のスキームも、c 社とは資本関係がない事が大前提かと思いますので、帳簿上も dd 社の売却を処理する必要があるのではないのでしょうか？」との質問に対して、乙氏は「契約はすでに進めております。後ほどご連絡致します。」と回答しており（メール資料 17「平成 28 年 4 月 25 日 14 時 25 分に乙氏が a 監査法人 B 氏に送信した件名「Re : c 社の件」のメール」）、当該メールの内容からは、平成 28 年 4 月 25 日の時点では未だ b 社 D 氏に c 社の持分を売却していなかったことが認められる。

なお、当該メールにおける「dd 社」とは、c 社の親会社であり、A 氏が代表理事となっており、基金につき、r 社に支払った「社団法人 u」、すなわち、社団法人 u であると思料される。

また、平成 28 年 4 月 26 日には、社団法人 u と b 社 D 氏との間の c 社株式に係る譲渡契約書のドラフトを作成している状況が認められる（メール資料 18「平成 28 年 4 月 26 日 11 時 53 分に b 社 D 氏が乙氏に送信した件名「Re : 調査依頼 : 債権譲渡契約書 社団法人 u (以下 : 社団法人 u) について r 社とゴンゾの契約書」のメール」)。

なお、当該ドラフトにおいて、c 社株式の譲渡日は、平成 27 年 3 月 1 日付けとなっており、契約書の日付は、実際の作成日より 1 年以上前の日付とされているものと思料される。

以上のとおり、当該譲渡取引に係る外形から判断しても、c社の持分がb社D氏に移転したのは平成28年4月以降であると認められるから、c社の持分の移転時期に関する乙氏の説明は虚偽であったと認められる。

そして、平成28年4月以降も、同年7月にp社から資金調達を行った際の手続きにゴンゾのC氏が関与していること、及び、同年10月に乙氏がp社からゴンゾの債権を担保として資金を調達している状況が認められることから、c社は実態としては依然乙氏の管理下にあり、社団法人uからD氏に対してc社株式を譲渡したとする当該売買取引も単なる仮装取引に過ぎないと判断する。

この他、a監査法人B氏がメールで乙氏に伝えている「例のスキーム」とは、後記「第三b社との取引について」において説明する平成28年3月期末時点で長期滞留債権となっている外貨売掛金をb社に譲渡する取引を指す可能性が思料されるところである。

また、dd社、すなわち、社団法人uについては、上記「(1)c社の概要」の「キ c社の株主の変遷」に記載のとおり、平成28年3月期末時点では、ゴンゾにおいて投資有価証券として資産計上を行い、平成28年9月中間期末時点で投資有価証券評価損として損失計上を行っている。

(イ) 登記の状況

c社の登記関係については、平成28年9月26日にA氏からb社D氏に対して件名「c社代表取締役&住所変更について」とのメールが送信され、その後、同年10月3日にA氏が乙氏及びb社D氏に対して「明日杉並の法務局へ行く予定ですが、2-3確認すべき事項があるのでお願い致します。まず、辞任届&就任承諾書&臨時株主総会の日時は、乙さんの指示で、平成27年7月8日としました。」との内容のメールを送信している。

実際にはc社の役員をA氏からE氏に変更する変更登記は平成28年10月7日に行われているが、変更日を「平成27年7月8日」としたのは、乙氏の指示によるものであったと認められる。

(ウ) c社の管理状況

c社の管理業務は、乙氏がC氏に指示をして行っていたことは、前記「(2)ゴンゾによるc社の管理状況」のとおりである。

また、c社は、主として、p社から借入れを行い、当該調達資金をゴンゾに還流させているだけの会社であったが、当該業務を乙氏、A氏及びC氏が行っていたことは、前記「(3)c社との資金取引の内容」のとおりである。

このような管理状況は、c 社が、平成 26 年頃から b 社 D 氏の会社であったとの乙氏の説明と矛盾する。

(6) 関連する行政処分について

p 社に関しては、以下のとおり、平成 28 年 6 月 7 日付けで証券取引等監視委員会から x 社に対する検査結果に基づく勧告（資料 2）の中で、その活動内容が言及されている。当該勧告は、x 社が、v 社及び w 社の発行する私募社債を販売するにあたり、虚偽の表示を行っていたことに対して行われたものであるが、同勧告においては、①v 社及び w 社（以下、「本件 2 社」という。）は私募債の裏付資産として一般事業会社（以下、「クライアント企業」という。）から、一般売掛債権を買い取っているとしているが、買い取ったとする一般売掛債権が実在しておらず、事実上、クライアント企業への無担保での貸し付けになっており、また②本件 2 社が買い取る一般売掛債権の支払については、債務者が本件 2 社に直接行うものとしているが、債務者から直接支払われているかのように見せかけるため、p 社からの依頼により、クライアント企業の多くが債務者の名を騙って本件 2 社に入金している状況にある、と認定されている。

本件においても、クライアント企業に該当する c 社は、ゴンゾ得意先に対する債権を現実には保有していなかったと認められるし、また、前記のとおり、C 氏がゴンゾの得意先の名義で本件 2 社への送金処理を行っていたことも認められる。つまり、本件で p 社がゴンゾに対して行った貸付けのスキームは、p 社が広く行っていたものであることが窺える。このように、上記勧告でも指摘されている p 社の手法が本件でも用いられていたことは、ゴンゾが c 社を経由して p 社から資金調達を行っていたことの裏付けの一つである。

2. 事実関係

○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為

p 社（東京都中央区、代表取締役 0、金融商品取引業の登録はない。以下「p 社」という。）は、v 社及び w 社（以下、それぞれ「v 社」、「w 社」といい、併せて「本件 2 社」という。）を設立し、本件 2 社との間で締結した業務委任契約に基づき、本件 2 社が行う一般売掛債権の買取業務全般を管理・運営している。

（中略）

ア 本件 2 社は、「裏付資産」として、一般事業会社（以下「クライアント企業」という。）から一般売掛債権を買い取っているとしているが、一般売掛債権の買取業務を開始した当初から、クライアント企業の一部について、買い取ったとする一般売掛債権が実在しておらず、事実上、クライアント企業に対する無担保での貸付けとなっている。

なお、平成 28 年 4 月 5 日現在、本件 2 社が買い取ったとする一般売掛債権のうち約 6 割が実在しておらず、無担保での貸付けとなっており、当該貸付額の少なくとも 3 分の 2 程度が回収不能となっている。

また、本件 2 社が実際に一般売掛債権を買い取ったものについても、

イ 本件 2 社は、クライアント企業から買い取る一般売掛債権の債務者（以下「債務者」という。）について、「上場企業・上場系列、大手調査会社評点 55 点以上」の企業であることとの基準を設けているが、一般売掛債権の買取業務を開始した当初から、当該基準を満たさない債務者に係る一般売掛債権の買取りが行われている。

なお、平成 28 年 4 月 5 日現在、約 4 割の債務者が当該基準を満たしていない。

なお、本件 2 社が買い取る一般売掛債権の支払については、債務者が本件 2 社に直接行うものとしているが、債務者から直接支払われているかのように見せかけるため、p 社からの依頼により、クライアント企業の多くが債務者の名を騙って本件 2 社に入金している状況にある。

当社は、本件 2 社債の販売に当たって、商品内容や発行会社等の審査をほとんど行っておらず、販売を開始した後も事後的なモニタリングをほとんど行っていないため、上記ア及びイの事実を把握していなかった。こうしたことから、当社による本件 2 社債の販売について、以下の問題が認められた。

（以下略）

3 結論

(1) 会計処理上の問題

ア 売上高（14GI）の計上

前記のとおり、平成 28 年 3 月期において、c 社に対する売上高（14GI）として 83,288,299 円が計上されているが、①乙氏の管理下にあり、基本的には p 社との貸借に係る資金取引しか行っていないという c 社の実態及び c 社とゴンゾの間の資金移動の状況、②c 社との売上取引に関する乙氏の説明に具体性がなく、また、具体的な根拠もないこと、③c 社は平成 26 年から b 社 D 氏の会社であるという乙氏の説明も虚偽であること等からすると、当該金額は、ゴンゾと c 社との貸借に係る資金取引の残高の一部を売上高に振り替えただけのものであり、当該売上は実態のない架空取引であると認められる。

イ 支払利息の未計上について

ゴンゾは、平成 27 年 3 月期以降、c 社との資金取引に係る手数料等を費用計上している状況は認められず、当該費用が未計上となっている。しかしながら、ゴンゾが、c 社からの借入を行っている以上、利息に相当する費用が計上されなければならない。実際に、c 社が v 社又は w 社に差し入れている前払申入書には、「前払い手数料」が記載されている。

当該費用部分は、結果として、仮受金勘定における貸借差額の一部となっているものと思料される。すなわち、ゴンゾにおいて①手数料相当分を天引きされた p 社から調達した資金について、②手数料相当分を含んだ譲渡債権の元本金額を p 社に返済していたと思料されることから（①<②）、当該資金取引の処理に用いていた「仮受金」勘定の残高が手数料相当分につき過少計上となっており、平成 27 年 3 月期末時点及び平成 28 年 3 月期末時点では、少なくとも当該過少計上部分がゴンゾの簿外債務となっていたと思料される。

なお、平成 27 年 3 月期末時点及び平成 28 年 3 月期末での過少計上の額（簿外債務の額）については、乙氏より c 社名義の預金通帳及び c 社の会計データ等の提出を拒否されていることから不明である。

ウ 簿外債務の存在の可能性について

ゴンゾは、平成 28 年 3 月期末において、c 社に対する仮受金残高のうち 83,288,299 円を、14GI に係る売上として計上した。しかし、以下の事実からすると、乙氏に c 社名義の預金通帳及び会計データ等の提出を拒否されていることから詳細は把握できないものの、報告書提出日現在においても、ゴンゾに簿外債務が存在する可能性は否定できない。

- ゴンゾは、平成 28 年 3 月期以降も、p 社から資金調達を行っており、債権譲渡担保の登記もいまだ現存している。
- ゴンゾは、本来計上すべき支払利息を計上しておらず、その結果、仮受金残高が過少計上されている。この点、前記「イ 支払利息の未計上について」のとおりである。
- ゴンゾの会計帳簿上、摘要欄に「c 社」と記載のある平成 27 年 6 月 1 日付け入金 23,458,684 円については、同日付けの預金通帳の記帳では、振込元は「振込 cc 社」（cc 社（以下、「cc 社」という。）と思料される。）となっており、実際には c 社から入金されたものではなかった（資料 1）。かかる会計処理がなされた背景は不明であるが、仮にゴンゾが cc 社から何らかの資金調達を行っているとするれば（前記のとおり、乙氏が作成した資金繰り表の「財務活動」の欄には「cc 社」の記載がある。）、これが債務として適切に会計帳簿に反映されていないことになる。

- 平成 26 年半ば以降、資料 6 のとおり、ゴンゾにおいては、借入金の返済のために新たな借入を起こしていた状況があり、正確な残債務の額を把握し難い状況があったことが推測される。

エ 連結について

前記のとおり、c 社は、遅くとも平成 26 年 4 月からは、実質的にはゴンゾの支配下にあり、資本関係においても遅くとも平成 27 年 1 月からはゴンゾが 100% を保有する会社である。

また、c 社は、実態としてゴンゾの資金調達を担う重要な会社であったことから、c 社は、平成 26 年 4 月以降、ゴンゾの実質的な子会社であったと認められる。

したがって、ゴンゾにおいては、平成 27 年 3 月期（中間期を含む）から c 社を連結子会社として連結財務諸表を作成しなければならなかったと考える。

c 社を連結子会社とすることで、少なくとも平成 28 年 3 月期の架空売上高や支払利息の未計上、簿外債務の存在の可能性等の問題点は解消される。ただし、ゴンゾの単体上は個別の修正が必要となる。

なお、この点、a 監査法人 B 氏は、平成 27 年 6 月 3 日に乙氏に送信したメールにおいて、「本日、c 社の決算書を頂いたのですが、BS 上ではコンテンツ版權勘定がちょうど 100M ある一方で、ゴンゾ社の総資産額が 945M しかないので、重要性が 10% を超えてしまっております。勿論、今から連結はしたくはないので、いろいろ理屈を考えているのですが、そもそも c 社のコンテンツ版權は何に対して投資したものだったのでしょうか？（以前、伺っていたかもしれませんが失念してしまいました。また、こちらは A さんが代取をされているかと思いますが、c 社以外に従業員の方が代取をしているような会社は他にもございますでしょうか？」と質問しており（メール資料 19「平成 27 年 6 月 3 日 13 時 9 分に a 監査法人 B 氏が乙氏に送信した件名「ee 社及び c 社について」のメール」）、乙氏も、c 社の連結の必要性について認識していたものと認められる。

なお、乙氏と a 監査法人 B 氏との間でこのようなメールのやり取りがあったにもかかわらず、結果として、平成 27 年 3 月期において c 社を子会社として連結決算を行っていない理由は、不明である。

(2) 乙氏の関与

c 社との資金取引に関連する上記の会計処理は、すべて、乙氏の判断に基づき行われたと認められる。

なお、これに関する乙氏の動機は不明であるもの、負債を売上として計上するという大胆な会計処理を行ったのが平成 28 年 3 月であること、平成 28 年 3 月期の決

算作業を行う平成 28 年 4 月頃には ADK によるゴンゾ株式の取得の可能性が高まっていたことから、当該状況を踏まえての判断であったものと思料される。

(3) 甲氏の関与

乙氏は、ゴンゾと c 社との取引につき、甲氏は、債権譲渡取引については知っていると思うが、c 社に対する売上高の計上については知らないと説明する。

当該説明に基づけば、甲氏は、c 社に対する架空売上の計上については、関与していなかったものと思料される。

なお、当委員会の調査において、甲氏が c 社に対する架空売上の計上につき何らかの関与をしていたと思料されるメール及びその他の資料等については把握していない。

第三 b 社との取引について

1 問題点

ゴンゾは、平成 28 年 3 月期において、b 社に対して回収が滞っている海外滞留債権 48,121,938 円を売却しているが、売却時期、売却価額等に疑義があったため、調査を行った。

2 調査の結果判明した事実関係

当委員会の調査の結果、b 社への海外滞留債権の売却は、当該海外滞留債権 48,121,938 円に係る貸倒引当金の計上を回避するための仮装取引であったことが認められた。

(1) b 社について

b 社の代表者は、D 氏である。乙氏の説明によれば、b 社 D 氏は甲氏とともにゴンゾの立ち上げにかかわった者であり、乙氏は b 社 D 氏に誘われてゴンゾに転職をしたとのことである。また、b 社 D 氏は、乙氏の高校の同級生であるとのことである。

(2) b 社に対する債権譲渡取引について

ア 取引の概要

ゴンゾは、滞留債権である海外債権 48,121,938 円につき、b 社に対して売却することを前提に平成 28 年 3 月期にける貸倒引当金の計上の検討を行うよう a 監査法人に要請していた。

イ 債権譲渡取引に係る資金取引の状況

当該債権譲渡取引に係る資金の入出金として、平成 28 年 6 月 2 日にゴンゾの ff 銀行 gg 支店普通預金口座に b 社名義で 12,000 千円が入金されている。

しかしながら、その前日である同年同月 1 日の 13 時 5 分に C 氏が乙氏に対して送信した件名「振込してきました」のメール（メール資料 20）には、「b 社の hh 銀行 ii 支店に 12,500,000 円振り込みました。至急で振込依頼を掛けています。よろしくお願いいたします。」との記載がある。そして、当該メールに記載の 12,500 千円の支出に関して、ゴンゾの預金口座から該当する支出はない。したがって、このメールの記載を踏まえると、平成 28 年 6 月 2 日に b 社名義でゴンゾに入金された 12,000 千円の出資は、乙氏及び C 氏の管理下にあるゴンゾとは別の預金口座である c 社から支出された可能性が高いと思料される。このような別の預金口座としてどれだけのものが存在するか不明であるが、p 社から調達した資金を有する c 社が最も資金余力があると思われるからである。

そこで、当委員会は、乙氏に対して c 社の預金通帳及び会計データの提出を求めたが、乙氏からは提出を拒否されたことは前記のとおりである。

ウ 契約書の締結について

b 社に対する債権譲渡に係る契約書の作成及び締結に関しては、以下の事実が認められる。

平成 28 年 6 月 3 日 5 時 48 分に乙氏は b 社 D 氏に対して「D くん おはようございます。添付の契約書を作成しました。朝一、相談させてください。よろしくお願いいたします。」とのメールを送信している。なお、当該メールに添付されていた契約書は、当委員会の調査においては把握していないが、その後のメールの状況からは、この「添付の契約書」とは、債権譲渡契約書であり、以下の a 監査法人 Q 氏とのメールの内容からは、その日付は「平成 28 年 4 月 30 日」ではなかったと思料される。

そして、同日の 15 時 39 分に乙氏が a 監査法人 Q 氏に送信したメールには、「契約書ですが、先方が本日終日外出しており、押捺の承諾を頂いているのですが、何時に戻るかわからないので、取り急ぎドラフトをお送りいたします。」との記載があり、乙氏はこのメールに債権譲渡契約書のドラフトを添付して送信している。

なお、a 監査法人 Q 氏は、当該メールの前に、乙氏に対して「契約書の件、一点、確認しておきたい事項があります。特にあらためて、確認しなくても大丈夫だと思いますが、念のため。日付は、監査報告書日付よりも前をお願い致します。可能であれば、4 月中。5 月でしたら、上旬とかが望ましいです。5 月末とかであれば、貸倒引当金を設定しないために無理やりやったのではないかとの疑念が生じますので。あらためて確認するまでもないのですが、一応、念のための確認です。」と伝えている。

そして、6 月 4 日にいったんは b 社 D 氏が「送ります」と乙氏に対して債権譲渡契約書のドラフトを返信メールに添付して送信したものと思考されるころ、乙氏は、翌日の 5 日の 7 時 32 分に、b 社 D 氏に対して「D くん すいません。日付が間違っていたので、こちらに押印願います。」とのメールを、平成 28 年 4 月 30 日付けの債権譲渡契約書のドラフトを添付して送信している（メール資料 21）。

その後、平成 28 年 6 月 6 日 10 時 28 分に乙氏は a 監査法人 Q 氏に対して、押印済みの債権譲渡契約書をメールに添付して送信している（メール資料 22）。

エ 監査対応について

平成 28 年 6 月 2 日 13 時 41 分に C 氏が a 監査法人 Q 氏に対して送信した件名「Re: 外貨売掛金の評価の件」のメール（メール資料 23）によれば、当該債権譲渡取引に係るゴンゾの会計監査人である a 監査法人の会計監査への対応は、以下のとおりである。

① 平成 28 年 4 月 25 日

a 監査法人によるゴンゾの会計監査において、a 監査法人 Q 氏は、平成 28 年 4 月 25 日に乙氏に対して未入金の外貨売掛金について質問をした。

② 同年 5 月 31 日

乙氏から a 監査法人に対して、「いまだ入金のない外貨売掛金につきまして、未入金の債権を債権額の 90% で債権譲渡し、譲渡先から、まずは 4 割入金させ、残りを 8 月ぐらいまでには入金させる。そのため、外貨売掛金は、債権額の 90% については、回収可能性がある」と評価したい」との提案を行った。

③ 同年 6 月 1 日 9 時 57 分

乙氏の当該提案に対して、a 監査法人 Q 氏が、a 監査法人 B 氏と検討した結果、債権譲渡契約書及び入金状況を確認の上、乙氏の提案をもとに「債権の評価、すなわち貸倒引当金について検討」する旨を伝えた。

④ 同日 13 時 37 分

乙氏は、債権譲渡に係る入金状況に関して、同日の 13 時 37 分に a 監査法人 Q 氏に対して送信したメールにて、「本日、もしくは明日には、(バンキングの時間によります。) 12 百万円の入金がある予定です。」と伝えた。

なお、前記「イ 債権譲渡取引に係る資金取引の状況」のとおり、6 月 1 日 13 時 5 分に C 氏が乙氏に対して送信したメールにて「b 社の hh 銀行 ii 支店に 12,500,000 円振り込みました。至急で振込依頼を掛けています。よろしくお願いいたします。」と伝えていることから、乙氏は C 氏からの同メールを確認した上で回答していたと推料される。

また、乙氏は、a 監査法人 Q 氏に対して送信したメールにて、「本日これから先方と最終調整いたしますが、契約書は現在作成中です。契約書はいつまでに必要でしょうか？」と質問をしている。

⑤ 同日 13 時 51 分

a 監査法人 Q 氏より乙氏に対して送信したメールにて、「契約書の件、なるべく早くいただきたいと思っております。今週中にいただくことは可能でしょうか。PDF で送付いただければと思います。」と伝えている。

⑥ 6 月 2 日

C 氏より a 監査法人 Q 氏に対して「本日の入出金明細です。b 社からの入金が該当分です。ご確認くださいませようよろしくお願いいたします。」と b 社からの入金分が記載された明細を添付して送信した。

オ 小括

以上のことから、平成 28 年 3 月期に行われた b 社との債権譲渡取引は、譲渡対象債権 48,121,938 円に係る貸倒引当金の計上を回避するための仮装取引であったと認められる。

また、ゴンゾにおける会計処理に関してはすべて乙氏の判断で行われていること、及び乙氏と b 社 D 氏の間で当該取引に係る詳細が決められていることからすると、当該取引は、乙氏の判断で行われたものと認められる。

なお、当該取引に係る事実解明のため、b 社 D 氏に対するヒアリングの要請及び c 社名義の預金通帳及び会計データ等の資料の提出を乙氏に対して要請したが、拒否されたことは前述のとおりである。

(3) その他－b社に対する売上取引（作品mmm）について

平成28年3月31日に計上されたb社に対する売上取引（作品mmm）10,268,800円に関しては、取引自体の実在性があると思料されるが、一方で、b社を売上先とすることに係る経緯に関しては疑義がある。

すなわち、E氏は、ゴンゾの社員として、平成27年5月27日にメールにて、jj社R氏及びkk社S氏に対して、作品mmmに関する契約書を送付しているが、その際、「また、契約法人について1点ご相談させてください。弊社ゴンゾでは、18禁のイラスト制作を表立って業務としていないため、可能であれば良いのですが、弊社ゴンゾの資本が入っている「株式会社b社」との契約とさせて頂いてもよろしいでしょうか。」と説明しており、さらには、平成27年5月30日にjj社R氏及びT氏、kk社S氏、ll社U氏に対して、メールにて「契約書についてはGONZOの100%子会社の社名を入れ、来週お送りいたします。」と説明している。

b社は、ゴンゾの資本が入っておらず、またゴンゾの100%子会社でもないところ、b社E氏が、このような事実と異なる説明をした理由は不明である。考えられる可能性の一つとしては、当該案件は、本来はゴンゾとの得意先との直接取引として行うのが自然であるところ、ゴンゾとして（何らかの便益に対する見返りとして）b社に利益を落とす必要があったため、b社を間に入れることとし、取引の相手方にb社をそのように紹介することによってb社を介在させた、というものがある。

b社は、①上記「第二 c社との資金取引及び売上取引」のとおり、乙氏がc社に係る売上取引の実質的な相手先であると説明していること、②c社株式の売買取引に係る仮装取引の社団法人uとの相手方となっていること、③債権譲渡取引に係る仮装取引のゴンゾとの相手方となっていること等からも、b社とゴンゾとの不自然な関係が指摘し得る。

3 結論

(1) 会計処理上の問題点

平成28年3月期のb社に対する滞留海外債権48,121,938円の譲渡取引は、b社の買取り原資についてゴンゾの簿外資金を利用した仮装取引であると認められる。

したがって、平成28年3月期においては、当該譲渡取引を取り消し、当該滞留債権に係る適正な貸倒引当金を計上する必要がある。

(2) 乙氏の関与

当該取引に関しては、上記のとおり、乙氏の判断で行われたと認められる。

その動機は不明であるものの、平成28年3月期においては、c社に対する架空売上高等の計上も行われており、また、当該取引に関してb社D氏、a監査法人B

氏とのメールのやり取りを行っている平成 28 年 5 月頃は、ゴンゾの大株主である mm 投資事業有限責任組合を運用する、nn 社が、その保有するゴンゾ株式を ADK に売却する話が進んでいる最中であつたことから、当該状況を踏まえての判断であつたものと思料される。

(3) 甲氏の関与

当委員会は、本件調査の過程において、当該取引に関して、甲氏が関与していたと認められる、又は関与していた可能性を示す証拠等は、把握していない。

第四 d 社との資金取引について

1 問題点

ゴンゾは、平成 28 年 3 月期の売上高として、d 社に対して、平成 28 年 3 月 31 日に 18,518,519 円を計上しているが、計上時期から当該売上取引の实在性に疑義があつたため、調査を行った。

2 調査の結果判明した事実関係

当委員会の調査の結果、平成 28 年 3 月 31 日に計上した d 社への売上高 18,518,519 円は、架空売上であつたことが認められた。

(1) d 社との取引の状況について

d 社は、ゴンゾの外注先であるが、一方で、ゴンゾの資金調達先ともなっている。このことは、仮受金で計上した d 社からの入金について、後日、返済している状況からも思料されるが、乙氏が作成した資金繰り表に資金調達先として d 社が記載されていることから明らかである。

(2) d 社への売上高について

ゴンゾは、平成 28 年 3 月期において、d 社に対して以下の売上高を計上している。

・平成 28 年 3 月 31 日

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
普通預金	20,000,000 円	仮受金	20,000,000 円

・平成 28 年 3 月 31 日（決算整理仕訳）

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
仮受金	20,000,000 円	制作売上	18,518,519 円
		仮受消費税	1,481,481 円

摘要：H2803 期 14G1 売上計上 d 社

(3) d 社への売上取引に係る資金取引について

乙氏と d 社 V 氏との間のメールの状況は、以下のとおりである（メール資料 24「平成 28 年 5 月 30 日 15 時 26 分に乙氏が d 社 V 氏に送信した件名「Re:月末振込の件」のメール」）。

送信日	送信者/受信者	内容
平成 28 年 3 月 30 日	乙氏→ d 社 V 氏	V 様 お世話になっております。この度は色々お手数をお掛け致しますが、ご協力本当にありがとうございます。金額及び振込口座は下記になります。20,000,000 円 ff 銀行 gg 支店 普通【非開示】カ) ゴンゾ どうぞよろしくお願い致します。 乙
同年 3 月 31 日	乙氏→ d 社 V 氏	V 様 お世話になっております。この度は無理を言いまして申し訳ありません。4 月末にはお戻しいたしますのでどうぞよろしくお願い致します。 乙
同年 4 月 28 日	d 社 V 氏 →乙氏	乙様 お世話になっております。 取り急ぎ利子等なしで元本のお振込みを宜しくお願いします。 V
同年 4 月 28 日	乙氏→ d 社 V 氏	V 様 お世話になっております。 お電話させて頂いたのですが、メールで失礼いたします。 振込口座はいつものところよろしいでしょうか？また、

送信日	送信者/受信者	内容
		監査の関係上、5月2日にさせて頂けるとありがたいのですが、いかがでしょうか？一度お電話頂ければ幸いです。どうぞよろしくお願い致します。 乙
同年5月30日	d社V氏 →乙氏	乙様 お世話になっております。d社V氏です。 ご返金ですが、6月10日くらいで大丈夫ですか。 V
同年5月30日	乙氏→ d社V氏	V様 お世話になっております。 色々、弊社の都合を聞いていただきありがとうございます。お陰様で後一步のところまでできております。まさに今日、明日で今後のスケジュール等が決まってきますので明日にでも改めてお電話させていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。 乙

(4) 資金の原資等について

上記メールに記載の平成28年6月10日「くらい」のd社への支払いについては、本件調査においては把握できていない。

しかしながら、乙氏は、c社においてゴンゾの債権を譲渡した名目で調達した資金を動かせる状況にあった。そして、乙氏は、同年4月28日にd社V氏に対して5月2日の返済希望を伝えているが、一方で、4月28日付けで5月2日を前払希望日として、94,912,000円の前払金額の前払申入書をp社0氏に差し入れており、乙氏は、当初、このp社からの調達資金でd社への返済を考えていた可能性が思料される。

また、乙氏は、5月30日付けで、5月30日を前払希望日として、20,000,000円及び55,000,000円の前払金額の前払申入書をp社0氏に差し入れており、この調達資金を原資としてd社への返済が行われた可能性がある。

(5) d社に対する売上取引

ゴンゾとd社との取引に関しては、以下のとおり、平成28年3月期における上記取引以外にも疑義のある取引がある。

ア 平成 24 年 3 月期における d 社への売上取引

ゴンゾでは、平成 24 年 3 月 30 日の d 社からの入金 25,200,000 円につき、仮受金で計上した後、同日「oo 投資回収売上」として、投資回収売上 24,000,000 円を計上している。

なお、当委員会の調査の結果、「oo」とは、oo 社を意味するものと思料され、当該投資回収売上に係る案件は把握できていない。

そして、平成 24 年 4 月 10 日 14 時 23 分に C 氏が乙氏に送信した件名「RE：仮受金の一部処理のお願い」のメールにおいては、C 氏が乙氏に対して、d 社及び oo 社からの仮受金の処理について質問し、これに乙氏が「両方とも売上になる予定です。契約書現在作成中です。」と回答しており、さらに、同年 4 月 17 日 17 時 4 分に乙氏が C 氏に送信した件名「RE：債権について」のメールにおいては、C 氏が乙氏に対して「明日、18 日は債権の確定日です。仮受金に残っている d 社と oo 社について前回「売上」ですと伺っていますが未だ未処理です。これを入力したら債権は確定でしょうか？」と質問し、これに対して乙氏が「明日の朝から指示します。」と伝えている。

当該メールの状況からは、①投資回収売上であるにもかかわらず、入金後に契約書を作成している旨を乙氏が C 氏に伝えていること、②d 社が資金調達先としての性格を有する取引先であること、③入金の時期と併せて考えると、当該売上取引に係る実在性に疑義がある。

イ 平成 25 年 4 月 1 日の d 社に対する仮払金の支払い

平成 25 年 4 月 1 日に、ゴンゾは d 社に対して仮払金 7,730,280 円を支払っている。当該仮払金は、1 年後の平成 26 年 3 月 31 日にコンテンツ版權仮勘定に振り替えられ、当該コンテンツ版權仮勘定残高は、平成 27 年 3 月期末において決算仕訳にて「特別損失」として損失計上されている。

ウ 平成 27 年 8 月からの d 社に対する開発費名目の支払い

ゴンゾでは、d 社に対して、平成 27 年 8 月より「開発費」の名目で外注費を計上し、翌月の 9 月より毎月 2,700,000 円を平成 28 年 3 月まで合計 7 回にわたり（総額 18,900,000 円）支払っている。

なお、当該支払いに関しては、平成 27 年 6 月 1 日 17 時 43 分に d 社 V 氏が乙氏に送信した件名「版權のお支払い」のメールにおいて、d 社 V 氏が乙氏に対して「ところで掲題の件ですが、頂いた資料の合算は、税込み 21,663 千円でした。これを $19,350 \text{ 千円} \times 1.08 = 20,898 \text{ 千円}$ でお支払い頂くことは可能でしょうか。消費税 5%でさすがに計算しますと税務調査で間違いなく言われますので。差額がでますが、後日に未算出分を合わせてお支払い頂けますと助かります。お支払

いの名目は、当社が何か御社からの外注を受けたような感じにして頂けると幸いです。さらに、6月末入金で宜しいでしょうか。」と伝えている。

また、平成27年7月27日にd社V氏は、乙氏に対し、メールで「そろそろ来月くらいからいかがでしょうか。あまり年末に近づくと一回の振込金額がでかくなり目立ってしまいますので。」と伝え、これに対して乙氏は、翌日の28日11時07分にd社V氏に送信したメールで「色々ご迷惑をお掛けいたしました、来月から年末までで分割でお支払をさせていただきます。」と返信している。

さらに、同年8月28日19時21分にd社V氏が乙氏に送信した件名「ご請求の件」のメールには「先ほどの架電の件を下記に纏めますと、1.毎月250万円（税抜き）をご請求、2.件名は、乙さんからのご指示待ち。あとは、請求書の日付等のご教示を頂ければと思います。」との記載がある。

以上の経緯を踏まえると、平成27年8月よりゴンゾがd社へ支払った開発費名目の外注費の支払いは、実態のない取引であったと思料される。

エ 小括

以上のことから、乙氏は、平成24年3月期よりd社との資金取引を利用して架空売上を計上した疑義がある。

なお、ゴンゾにおいては、平成24年3月にd社から25,200,000円の入金があったが、一方で、平成25年4月にはd社に対して7,730,280円を支払い、また平成27年8月から平成28年3月まで合計18,900,000円を支払っており、総額26,630,280円をゴンゾからd社に対して支払っている。

この点、入金 of 時期から支払いの時期に間が空くため、当該入金と支払いの関係は不明であるが、上記の疑義があることを踏まえると、これも実態のない取引に係る入金と出金取引であったことが疑われるところである。

3 結論

(1) 会計処理上の問題点

以上より、平成28年3月31日に計上したd社への売上高18,518,519円は架空売上であったと認められる。

当該取引に関しては、d社に還流した資金の確認はできていないが、メール等の状況及び資金移動の状況等から、架空取引であったと判断した。

(2) 乙氏の関与

当該取引に関しては、上記のとおり、乙氏の判断で行われていることが明らかである。

その動機は不明であるものの、平成 28 年 5 月 30 日に乙氏が d 社 V 氏に送信したメールに「お陰様で後一步のところまできております。まさに今日、明日で今後のスケジュール等が決まってきますので、明日にでも改めてお電話させていただきます。」と記載されていることから、乙氏が、nn 社のゴンゾ株式の売却を意識していたことが窺える。そして、平成 28 年 3 月期においては、c 社に対する架空売上高等の計上や b 社に対する架空の債権譲渡も行っていること、また、当時の状況として、平成 28 年 5 月 24 日に ADK が nn 社に対して意向表明書（金額・条件を記した入札書）を提出し、同年同月 31 日に nn 社がゴンゾ株式の売却先を決定する予定であったことから、当該状況を踏まえての判断であったものと思料される。

(3) 甲氏の関与

当委員会は、本件調査の過程において、当該取引に関して、甲氏が関与していたと認められる、又は関与していた可能性を示す証拠等は、把握していない。

第五 ゴンゾと乙氏及び甲氏との資金取引について

1 問題点

ゴンゾの普通預金口座においては、乙氏との資金取引が頻繁に行われている。当該資金取引は、基本的にはゴンゾの資金繰りのためと認められるが、一方で、結果、乙氏の資金繰りのためにゴンゾの資金が流出しているとも見受けられる状況であり、c 社との資金取引の状況も踏まえると、ゴンゾにおいて簿外債務の存在の可能性が否定できない。

2 調査の結果判明した事実関係

(1) ゴンゾと乙氏との資金取引の状況

ア 乙氏の説明

乙氏の説明によれば、乙氏は、ゴンゾの資金繰りのため、自己の名義で「知り合い」から資金を調達し、これをゴンゾの運転資金として費消していたとのことである。また、ゴンゾと乙氏との間の資金取引においては利息は発生させていないとのことである。

イ ゴンゾとの乙氏の資金取引（総勘定元帳）

ゴンゾと乙氏との資金取引は、ゴンゾにおいては、当初は「仮受金」、後には「未払金（従業員等）」勘定を用いて行われていた。

「仮受金」についてはゴンゾの会計帳簿において補助科目がないため抽出ができないが、平成25年3月以降のゴンゾ名義の普通預金通帳において摘要欄に「乙」との記載がある入出金の推移は、以下のとおりである。

（単位：円）

	入金	出金
H25/3 期	202,119,900	192,527,153
H26/3 期	359,563,000	370,684,000

ゴンゾの総勘定元帳における「未払金（従業員等）」勘定のうち補助科目「乙」の推移は、以下のとおりである。

（単位：円）

	期首残高	借方	貸方	期末残高
H26/3 期	521,869	0	28,175,055	28,696,924
H26/9 中間期	28,696,924	173,402,000	144,705,076	0
H27/3 期	28,696,924	483,487,658	454,790,734	0
H27/9 中間期	0	90,800,000	100,627,957	9,827,957
H28/3 期	0	168,222,264	168,222,264	0

平成26年3月期の「未払金」勘定の貸方金額28,175,055円のうち12,057,688円は、平成26年3月31日付けで、その時点までにゴンゾが「仮受金」勘定等を用いて乙氏と行った入出金取引におけるゴンゾ側の入金超過額（乙氏がゴンゾに入金した額とゴンゾが乙氏に出金した額の差額）を「未払金」勘定に振替処理したものである。これ以後、乙氏とゴンゾの資金取引は、「未払金」勘定等を用いて行われるようになった。すなわち、ゴンゾでは、乙氏に対する資金の出金取引につき「未払金/普通預金」という会計処理を、乙氏からの資金の入金取引につき「普通預金/未払金」との会計処理を行っており、「未払金（従業員等）」勘定の補助科目「乙」の借方及び貸方の増減金額が、主に乙氏とゴンゾとの資金取引の状況を表すものとなっている。

ウ 乙氏に対する未払金の赤残の解消

ゴンゾと乙氏の間の資金取引においては、各期末において、乙氏に対する未払金の赤残（すなわち、乙氏の受取超過額）が発生していた。

乙氏の説明のとおり、ゴンゾと乙氏の資金取引が、ゴンゾの資金繰りのために行われていたのであれば、そもそも、期末に赤残が発生すること自体異例であり、乙氏の説明内容の真偽が疑われるところであるが、ゴンゾにおいては、以下の方法により赤残を解消していたことが認められる。

(ア) pp 社からの前受金との相殺処理

ゴンゾは、平成 27 年 3 月 2 日に、乙氏に対して 117,000,000 円を振り込んでいる。他方で、同日、pp 社からゴンゾの普通預金口座に 105,300,000 円が入金され、ゴンゾではこれを「仮受金」として計上している。

その後、平成 27 年 3 月 30 日に、C 氏が、乙氏に対し「また、乙さん（未払金 従業員乙）の補助元帳残高は、三月給与を加えても▲98,706,459 円です。本日を含めて 2 日しかありません。ご指示くださいますようよろしくお願いいたします。」（平成 27 年 3 月 30 日 10 時 22 分に送信された件名「Re：乙さんの残高」のメール）と送信していることから、この時点で乙氏に対する未払金の赤残が 98,706,459 円となっていたことがわかる。

そして、ゴンゾは、平成 27 年 3 月 31 日付けで、「pp 社科目修正」との摘要で、仮受金と未払金につき 89,291,567 円で相殺処理を行っており、乙氏の未払金の赤残と pp 社からの仮受金を相殺処理した。

なお、pp 社とは、乙氏の説明によれば、ベンチャー投資を目的とする組合であり、組合員は乙氏、甲氏、b 社 D 氏を含む個人 4 名であるとのことである。

その後、平成 27 年 9 月中間期末において、ゴンゾは以下の会計処理を行った。

(単位：円)

日付	伝票 NO	摘要	借方		貸方	
			勘定科目	金額	勘定科目	金額
*270930	25	pp 社, H2709 期 科目振替	前受金	29,611,303	未払金	29,611,303

この仕訳は、上記の pp 社からの前受金の残高等を未払金に振り替えた仕訳である。

(イ) c 社からの入金を奇貨とした赤残の一時的解消

平成 27 年 9 月中間期末において、ゴンゾでは、以下の会計処理が行われている。

(単位：円)

日付	伝票 NO	摘要	借方		貸方	
			勘定科目	金額	勘定科目	金額
270930	656	W 返金	小口現金	838, 162	未払金	838, 162
270930	656	甲返金	小口現金	12, 079, 574	未払金	12, 079, 574
270930	656	乙返金	小口現金	8, 172, 264	未払金	8, 172, 264
			合計	21, 090, 000	合計	21, 090, 000

当該仕訳は、平成 27 年 9 月 30 日に、W 氏、甲氏及び乙氏から未払金の過払い分につき、現金で受け取ったことを意味するものである。この結果、W 氏及び甲氏に対する未払金残高は同年 9 月末日時点では 0 円となったが、乙氏については 9, 827, 957 円となった。

そして、当該仕訳の翌日の平成 27 年 10 月 1 日付け及び同月 2 日付けで、以下の会計処理が行われている。

(単位：円)

日付	伝票 NO	摘要	借方		貸方	
			勘定科目	金額	勘定科目	金額
271001	416	H2709 期決算仕	未払金	838, 162	小口現金	838, 162
271001	416	訳戻入	未払金	12, 079, 574	小口現金	12, 079, 574
271001	416		未払金	8, 172, 264	小口現金	8, 172, 264
			合計	21, 090, 000	合計	21, 090, 000

(単位：円)

日付	伝票 NO	摘要	借方		貸方	
			勘定科目	金額	勘定科目	金額
271002	9	c 社	普通預金	21, 090, 000	仮受金	21, 090, 000

以上のとおり、ゴンゾにおいては、平成 27 年 9 月 30 日に小口現金で W 氏、甲氏及び乙氏から未払金の過払い分につき、現金で受け取ったとする会計処理を行っていたが、その翌日の 10 月 1 日には、当該仕訳の逆仕訳を行っており、各氏に現金で返金したとする会計処理を行っている。

さらに、その翌日である 10 月 2 日には、ゴンゾは、同額の 21, 090, 000 円を c 社から受け取ったとする会計処理を行っている。ゴンゾ名義の普通預金通帳

には、この入金取引内容は「預入れ（【非開示】）」と記帳されており、z 銀行 aa 支店で現金で入金された取引であることがわかる。

そして、平成 27 年 11 月 13 日に C 氏が乙氏に送信したメール（メール資料 25「平成 27 年 11 月 13 日 15 時 2 分に C 氏が乙氏に送信した件名「先ほどの電話の件」のメール」）において、C 氏は「先ほどの電話の件です。添付しました書類のどちらで処理をするのでしょうか？1 枚目は c 社から 10/2 入金分 21,090,000 円 2 枚目は甲さん、乙さん、W さんの▲分 18,995,421 円 以前乙さんからは、自分たちが▲になっているので決算で返金したということにしようか？とおっしゃっていました。」と記載している。つまり、ゴンゾにおいては、平成 27 年 11 月 13 日の時点で、甲氏及び乙氏等に対する支払い超過部分を c 社からの入金で穴埋めをしようとしていたことが窺える。

なお、事実関係としては、c 社からの入金は平成 27 年 10 月 2 日に行われており、この金員をそのまま同年 9 月 30 日のゴンゾへの入金に充てることはできない。そこで、この点をごまかすため、ゴンゾにおいては、銀行振込みによる入金ではなく、「小口現金」として、つまり現金をそのまま乙氏らから受領したとの会計処理を行ったものと推測することができる。

以上より、ゴンゾは、c 社からの入金 21,090,000 円が 10 月 2 日にあったことを奇貨として、乙氏らに対する未払金の赤残 18,995,421 円を 9 月 30 日時点においては一時的にせよ解消するという会計処理を行ったものと認められる。

なお、ゴンゾは、同年 10 月 1 日に同年 9 月 30 日の仕訳（伝票 No.656）の逆仕訳を行っており、ゴンゾにおいては再び各氏に対する未払金は赤残の状態となった。

（ウ）会議費を利用した赤残の解消

ゴンゾは、平成 28 年 3 月期末時点においては、下記の会計処理を行っている。

（単位：円）

日付	伝票 NO	摘要	借方		貸方	
			勘定科目	金額	勘定科目	金額
280331	688	乙 小口経費計上	会議費（原）	3,335,388	未払金	3,335,388
280331	688	乙 小口経費計上	仮払消費税	266,830	未払金	266,830
280331	688	甲 小口経費計上	会議費（原）	4,203,052	未払金	4,203,052
280331	688	甲 小口経費計上	仮払消費税	336,244	未払金	336,244

日付	伝票 NO	摘要	借方		貸方	
			勘定科目	金額	勘定科目	金額
*280331	128	科目振替 W 乙	未払金	2,497,298	未払金	2,497,298

伝票 NO. 688 の仕訳は、乙氏及び甲氏に対する会議費に係る未払金としてそれぞれ期末日において計上した仕訳である。

なお、平成 28 年 3 月期末時点での乙氏及び甲氏に対する未払金残高はそれぞれゼロになっていることから、当該仕訳の前は、赤残となっていたものと思料される。

したがって、伝票 NO. 688 の仕訳を行うことで、乙氏及び甲氏に対する未払金の赤残（出金超過）を会議費名目の未払金を計上することで消し込んだものと思料される。この点、当該会議費に係る実態については、不明である。

なお、伝票 NO. 688 で計上した乙氏に対する未払金を、伝票 NO. 128 で、その一部を W 氏に対する未払金に振り替えている。

(エ) ゴンゾの資金を利用した赤残の解消の疑い

日付	伝票 NO	摘要	借方		貸方	
			勘定科目	金額	勘定科目	金額
280331	298	乙	普通預金	6,000,000	未払金	6,000,000

伝票 NO. 298 の仕訳は、乙氏より未払金の精算として 6,000,000 円の振込があったとする仕訳であり、ゴンゾ名義の普通預金通帳にも「振込 乙」と記帳されている。

しかし、同日、ゴンゾ名義の普通預金口座から、43,050,000 円の記帳内容を「引出し（【非開示】）」とする出金取引（総勘定元帳上は、c 社への仮受金の返済名目の出金）がなされている。前記のとおり、c 社は乙氏が実質的に支配していた事実を踏まえると、かかる金員のうち一部が乙氏による未払金の赤残の精算資金に充てられていた可能性は否定できないところ、c 社名義の預金通帳及び会計データの提出を乙氏に求めたが拒否されたため、当委員会としては実態の解明には至らなかった。

エ 調達資金の使途及び返済原資

当初は、乙氏からゴンゾに入金された資金は、外注先等への支払いに充てられ、また、ゴンゾから乙氏へ出金した資金の原資は、ゴンゾの得意先からの入金等であったと思料される。

しかし、資料6から明らかなとおり、c社を経由したp社からの資金調達が始まった平成26年4月以降は、乙氏からゴンゾに入金された資金がp社に対する返済原資となったり、また、乙氏へ出金した資金の原資がp社からの調達資金であった状況が認められる。このように、平成26年半ば頃には、ゴンゾにおいては、外部から調達した資金は、本来のゴンゾの運転資金ではなく、借入の返済に費消されている状況であり、ゴンゾ、乙氏、c社を含めた資金繰りが自転車操業になっていたと思料される。

オ 小括

以上のとおり、ゴンゾと乙氏の資金取引は、ゴンゾの運転資金を確保するために行われていたものの、平成26年半ば以降はゴンゾがc社から調達した資金をもって乙氏への返済が行われていたこと、平成27年3月以降には乙氏への未払金の赤残の解消にあたりc社を利用するなどした不明朗な会計処理が行われていたことが認められる。そのため、ゴンゾと乙氏の資金取引の実態は、極めて不透明で検証し難いものとなっており、乙氏に対する未払金（すなわち、乙氏を経由したゴンゾの借入金）の正確な残高が不明な状況にある。

これに加え、既に述べたとおり、乙氏が第三者から調達した資金に係る利息相当額については、ゴンゾにおいては費用計上していない。このため、乙氏が調達した資金は、実質的にはゴンゾの債務であるとの認識に立てば、少なくとも当該支払利息相当分につきゴンゾにおいては簿外債務が生じていた可能性が指摘できる。このことは、期末日直前には、乙氏に対する未払金が赤残となっていることから窺われる。

以上より、乙氏を経由したゴンゾの資金調達につき、どの程度の簿外債務が生じているのか不明な状況となっている。また、その結果、ゴンゾが乙氏に支払った金員のすべてが調達資金の返済に充てられているのか、それともその他の使途に流用されているのかを検証することも不可能な状況である。

(2) 甲氏の未払金の増減

ゴンゾと甲氏との間においても、以下のとおり、未払金勘定の増減が認められた。

ア 「未払金（従業員等）」勘定の推移

ゴンゾの総勘定元帳における「未払金（従業員等）」勘定のうち補助科目「甲」の推移は以下のとおりである。

(単位：円)

	期首残高	借方	貸方	期末残高
H25/3 期	29,052	5,399,644	5,826,853	456,261
H25/9 中間期	456,261	11,055,143	14,106,277	3,507,395
H26/3 期	456,261	19,745,113	28,098,869	8,810,017
H26/9 中間期	8,810,017	6,000,000	430,316	3,240,333
H27/3 期	8,810,017	24,157,276	15,347,259	0
H27/9 中間期	0	12,500,000	12,500,000	0
H28/3 期	0	30,579,574	30,579,574	0

イ 甲氏に対する未払金の赤残の解消

上記(1)ウ(イ)及び(ウ)記載のとおり、甲氏に対する未払金の赤残の解消に関して、不明朗な会計処理が行われていることが認められた。

ウ 小括

上記のとおり、平成28年3月期末においては、不自然な仕訳により未払金の精算がなされている点については、疑義が生じる取引となっている。

しかしながら、甲氏に対する未払金の増減額は乙氏に比較してさほど多くはなっておらず、未払金の中には未払報酬も含まれていること、及び甲氏は、基本的にはゴンゾの会計処理の詳細に積極的には関与していないことを考えると、乙氏が行っていた上記問題を有する資金取引と同様の性質の取引があったとまでは認められない。

3 結論

(1) 会計処理上の問題点

ア 支払利息の未計上

上記のとおり、乙氏がゴンゾの運転資金等のために調達した資金は、実質的にはゴンゾの債務であり、かつ外部からの借入である以上、当該債務に係る支払利息は当然に生じているはずである。

しかしながら、ゴンゾにおいては、当該支払利息を計上した証拠は発見できなかった。

したがって、過去において、乙氏がゴンゾの運転資金等のために調達した資金に係る支払利息が未計上となっている可能性が高い。

イ 簿外債務の存在の可能性

上記の支払利息の未計上に関連して、結果的には、乙氏に対する未払金の実態よりも過少計上となっている、すなわち、簿外債務が生じている可能性がある。

また、このような状況において、乙氏が第三者から調達した資金に係る債務が、実質的にはゴンゾの債務となるところ、c 社、p 社及び乙氏の資金調達先である「知人」に対する債務が、それぞれ明確に把握できていない現状においては、ゴンゾの簿外債務が実態としてどの程度あるのかが不明となっている。

ウ 乙氏による資金流用の可能性

そして、このようなゴンゾの簿外債務が実態としてどの程度あるのかが不明である状況、すなわち、ゴンゾと乙氏との資金取引の実態が不透明となっている状況があること、及び平成 26 年 4 月以降は、c 社経由で p 社からの資金調達が可能となったことに鑑みると、乙氏の個人的な使途のための資金流用の可能性さえも否定できない状況であると考ええる。

(2) 乙氏の関与

乙氏は、ゴンゾの財務及び経理の責任者であり、ゴンゾの会計処理は、一部を除き、すべて乙氏が判断を行っているものと認められ、したがって上記の資金取引についても、主体的に関与したものと認められる。

(3) 甲氏の関与

ゴンゾにおいては、資金繰り及び経理処理等については、一部の例外を除き、すべて乙氏の判断で行われているものと認められる。

このような状況においては、未払金の増減に関し甲氏の関与があったとしても、それは従属的なものであったと思料される。

第六 その他の疑義のある取引

1 qq 社との取引

ゴンゾでは、平成 28 年 3 月期の決算整理仕訳において、qq 社に対して「コンサル料」として 30,000,000 円の売上げを計上している。

なお、qq 社は、ゴンゾの外注先でもあるが、資金調達先ともなっている。

ゴンゾの総勘定元帳上の qq 社との取引は、以下のとおりである。

・平成 28 年 3 月期

(単位：円)

日付	伝票 NO	摘要	借方		貸方	
			勘定科目	金額	勘定科目	金額
280201	41	qq 社	仮払金	10,800,000	普通預金	10,800,000
280229	89	qq 社	仮払金	10,800,000	普通預金	10,800,000
*280331	120	作品 fff 制作 中止のため	その他特別損失	21,600,000	仮払金	21,600,000
*280331	113	コンサル料 qq 社	売掛金	30,000,000	その他売上	30,000,000
			売掛金	2,400,000	仮受消費税	2,400,000

・平成 28 年 9 月中間期

(単位：円)

日付	伝票 NO	摘要	借方		貸方	
			勘定科目	金額	勘定科目	金額
280531	496	qq 社	普通預金	14,999,580	売掛金	14,999,580
280615	101	作品 ooo 制作 費	外注加工費	9,259,260	普通預金	10,000,000
			仮払消費税	740,740		
280715	175	作品 ooo 制作 費	外注加工費	9,259,260	普通預金	10,000,000
			仮払消費税	740,740		
280815	118	作品 ooo 制作 費	外注加工費	9,259,260	普通預金	10,000,000
			仮払消費税	740,740		
280831	271	qq 社	普通預金	14,999,580	売掛金	14,999,580

上記のとおり、平成 28 年 3 月期において、qq 社に対して、コンサルティングフィー名目の売上高 30,000,000 円（税抜き）を計上している。

そして、当該売上取引に係る売掛金 32,400,000 円の回収として、平成 28 年 5 月 31 日及び同年 8 月 31 日に、それぞれ、14,999,580 円の合計 29,999,160 円を回収している。

しかし、当該回収に係る 1 回目の回収日と 2 回目の回収日の間の、平成 28 年 6 月 15 日、同年 7 月 15 日及び同年 8 月 15 日に、それぞれ外注費の支払名目で、10,000,000 円（税込）をゴンゾが qq 社に対して支払っている。

以上のことから、平成 28 年 3 月期にゴンゾが qq 社に対する売上高として計上した 30,000,000 円（税抜き）に係る売掛金の回収は、その間、ゴンゾが qq 社に対して、

外注費の支払名目で支払った合計 30,000,000 円を原資としてなされた可能性が思料されるところであり、その場合には、当該売上取引が架空売上であったことになる。

また、当該取引以外にもゴンゾは、平成 28 年 2 月に qq 社に対して合計 21,600,000 円を仮払金として支払っているが、その直後の平成 28 年 3 月 30 日に、作品 fff の制作中止を理由とする特別損失に振替え処理を行い、損失計上となっている。

この点、詳細は不明であるが、支払時期、損失計上時期、損失計上理由等からは、実態は何らかの貸借に係る資金取引であった可能性が思料される。

2 X 国プロジェクトについて

平成 23 年 9 月 13 日 10 時 53 分に A 氏が C 氏に送信した件名「監査対応-X 国プロジェクト」のメールにおいて、A 氏は C 氏に対して「以下の期間按分で毎月認められている売上ですが、納品がされていないと入金がないことを監査の法人に詳しく説明すると、入金されていない部分の売上が取消になる可能性がありますので予めご留意ください。監査期間中に入金があれば、特に取消される可能性はありません。」と伝えている。

この点、詳細は不明であるが、メールの内容からは、売上の前倒し計上が行われていた可能性が思料され、遅くとも平成 23 年 9 月、すなわち、平成 24 年 3 月期から売上高を意識していたことが窺われる。

なお、当該メールは A 氏と C 氏との間でやり取りをされたメールではあるが、ゴンゾの会計処理に関しては、一部の例外を除き、すべて乙氏が関与し、判断していると認められることから、これらは乙氏の判断によるものである可能性が高いと判断する。

第四部 本件疑義等に関する関係者の関与について

第一 乙氏

1 乙氏の関与の状況

本件調査の結果、以下の不適切な会計処理は、すべて、乙氏の判断によって故意に行われたことが明らかになった。

時期	取引内容
平成 24 年 3 月	① d 社の架空売上の疑義
平成 25 年 3 月	② 収益計上基準を請求書基準に変更し、アニメ作品「作品 aaa」,「作品 bbb」,「作品 ccc」について売上を前倒し計上した。
平成 27 年 3 月	② e 社に対し管理報酬として 1 億 5000 万円を計上
平成 28 年 3 月	④ c 社に対して架空売り上げを計上し、債務を簿外化 ⑤ d 社に対する架空売上の計上
平成 28 年 6 月	⑥ b 社との債権譲渡取引を仮装（平成 28 年 3 月期）

2 乙氏の動機

上記の会計処理は、すべて、売上高の前倒し計上又は架空計上により、売上高を実態より大きく見せる効果を有していることに共通点がある。この点、遅くとも平成 24 年 3 月期から乙氏は売上高の前倒し計上（X 国プロジェクト）及び架空計上（d 社に対する架空売上）を行っていた可能性が思料されること、また、nn 社の保有するゴンゾ株式を ADK に売却する交渉が行われていた平成 28 年 2 月から 6 月にかけての行為が目立つことから、乙氏は、常に nn 社のエグジットを意識して、会計処理を行っていたことが推測される。

特に、nn 社が大株主となる際には、当初 20 億円の資金がゴンゾに入る予定であったにもかかわらず、リーマンショック等の影響を受け、実際には、10 億円だけがゴンゾに新たな資金として入ったのみであり、平成 20 年の頃よりゴンゾの資金繰りが厳しかった状況は、甲氏及び乙氏も説明するところである。

確かに、乙氏は、ゴンゾの株式を保有しておらず、ゴンゾ株式の ADK への売却にあたり直接的に利益を受ける立場にはないが、一方で、乙氏の説明によれば、このようにゴンゾの資金繰りが厳しい状況の中、乙氏は個人の名義で借り入れた資金をゴンゾに提供していた状況があったとのことであり、また、乙氏が CFO としてゴンゾの資金繰りに責任を持つ立場であったことからすれば、乙氏は、ゴンゾ株式の ADK への売却が促進されることについて間接的なメリットを享受する地位にあった（すなわち、売上の架空計上等を行う動機があった）と評価することは可能であろう。

そして、乙氏に売上の架空計上等を行う動機があったとするならば、平成 25 年 3 月期におけるアニメ制作に係る収益計上基準を従来の納品基準から請求書基準への変更も、売上高の前倒し計上を意図していた可能性が高いと考える。

第二 甲氏

甲氏に関しては、ゴンゾの会計処理への関与については、甲氏及び乙氏の説明によっても積極的な関与は認められない。

この点、平成 25 年 3 月期においては、従来の納品基準から請求書基準に変更したことから、未だ放映されていないアニメ作品に係る売上高が計上されることとなり、不自然な売上が計上されていることに気が付いてもおかしくはない状況ではあった。

しかしながら、乙氏の説明によれば、甲氏には会計に関することはあまり伝えていないということであり、甲氏もまた、乙氏に会計に関することを任せており、アニメ制作に係る収益計上基準を納品基準から請求書基準へ変更したことについても平成 28 年の前半まで知らなかったと説明している。

さらに、c 社との資金取引に関しても、乙氏の説明によれば、資金調達を行っていたことは知っていると思うが、c 社に対する売上高が計上されていることについては、甲氏は知らないと思うとのことであった。

以上のとおり、本件調査の過程において、ゴンゾにおける不適切な会計処理に関して、プリセールス取引を除き、甲氏が関与していたと認められる、もしくは関与していた可能性を示す証拠等は、把握していない。また、甲氏が関与していたプリセールス取引に係る会計処理は、過失によるものであると認められる。

第五部 再発防止策等について

第一 本件疑義に係る問題点の原因について

1 属人的な経理処理及び牽制機能の不全

ゴンゾの会計処理については、すべて、CF0 である乙氏が一人で意思決定をしており、経理処理に関する情報も、乙氏から経営会議等に報告された証跡はない。また、甲氏は、会計に関することは基本的に乙氏に任せており、何ら牽制機能が働かない状況であった。

その状況の下、乙氏は、C 氏及び A 氏らの管理部の従業員に指示して、上記の不適切な会計処理を行っていたことが認められる。

2 乙氏の規範意識の欠如

ゴンゾにおいては、会計処理に関する意思決定権限は乙氏に集中していたが、上記で認定したとおり、乙氏は、架空売上げの計上など、明らかに不適切な会計処理を故意に行っており、会計に関する規範意識が欠如していたことが認められる。

この点、乙氏は、例えば、アニメ制作に係る収益計上基準を請求書基準に変更する際には、会計監査人である a 監査法人に事前に説明したとするが、一方で、外貨売掛金が長期滞留の状況になっており、貸倒引当金の計上の検討が必要であるとの指摘を受けた際には、b 社を利用してあたかも債権譲渡がなされたかのように取引を装い、a 監査法人を騙していることが認められる。

したがって、請求書基準への変更に際しても、あたかも実態が変わったかのように虚偽の説明を行い、a 監査法人の承認を得ていた可能性は否定できない。

以上のことから、乙氏は、会計に関する規範意識が欠如しており、財務経理担当の取締役としての資質が欠如しているものとする。

なお、これに関連して、本件調査における乙氏の対応についても付言する。

当委員会は、乙氏に対するヒアリングは7回（合計約17時間）行ったが、上記のとおり、乙氏の説明は、メール及び証憑書類等と矛盾していたため、当委員会は、乙氏に対し、矛盾点を指摘しつつ、更なる説明を求めると、乙氏はこれに対し、「知らない」「わからない」「そんな威圧的な態度をとるのであれば調査に協力できない」等と述べ、合理的な説明を行わなかった。

また、当委員会は、乙氏に対し、c 社の現状の会計データ及び預金通帳の提供を求めたが、乙氏は、「c 社は2年前から b 社 D 氏の会社であり D 氏はそんな対応は必要ないと言っている」などと述べ、協力を拒否した。さらに、当委員会は、乙氏に対し、b 社 D 氏、E 氏、A 氏及び C 氏にヒアリング要請をしてもらいたい旨依頼をしたが、これも断られた。

そのような状況であったため、当委員会は、乙氏からこれ以上の協力を得ることは困難であると判断し、さらに追加でのヒアリングは行わなかった。

第二 再発防止策に係る提言

以下、本件調査の結果、以下の再発防止策を提言する。

1 適切な財務経理担当役員の選任

本件調査で判明したゴンゾにおける不適切な会計処理は、架空売上の計上、仮装取引による貸倒引当金の計上の回避など、明らかに不正の意図に基づく悪質なものである。

したがって、今後、再発防止のためには、財務経理の担当役員としては、特に会計に関する規範意識を有する適切な人材を選任することが大事であると考ええる。

2 取締役会及び監査役（会）の監督機能の強化

本件調査で判明したゴンゾにおける不適切な会計処理に関しては、その原因の主たるものは、財務経理担当役員としての乙氏の規範意識の欠如に起因するが、一方で、取締役としての乙氏の業務執行に係る監督を行う取締役会及び監査役会の機能が十分ではなかったことがその原因の一つとして考えられる。

したがって、今後、再発防止のためには、取締役会及び監査役（会）の機能を強化する必要がある。そのためには、取締役会の構成員としての取締役、また、監査役（会）の適切な人選が求められる。

特に、今般、ゴンゾはADKの子会社となったことから、ADKから人員の派遣をしているが、今後は、ADKの監査役及び内部監査部門等による子会社監査の十分な実施も必要であると考ええる。

3 管理部門の強化及び内部統制制度の強化

本件調査で判明したゴンゾにおける不適切な会計処理が実行可能であった要因の一つとして、上場廃止後にコストの削減の一環として管理部門を縮小していったことに起因する管理体制の杜撰さも挙げられる。すなわち、契約書、検収書等の通常あるべき証憑書類が整備されていなかったことから、乙氏の説明の真偽を客観的な証憑書類から検証することができず、結果的に、乙氏の虚偽の説明があたかも実態のように語られるようになったことが原因の一つであると考ええる。

したがって、今後は、ゴンゾにおける会計処理の適否を正しく判断し、かつ事後的に検証できるような業務フローの整備並びに人員等の配置及び予算の配分をする必要があると考ええる。

以 上

【資料及びメール資料については非開示】